

初吹住宅取壊し工事(第3工区)

図面目録

NO.	図面名称	縮尺	NO.	図面名称	縮尺
0	表紙・図面目録		K- 11	撤去建物図(3号棟)立面図(2)・断面図	S=1:100
K- A	取壊し工事特記仕様書1/3		12	撤去建物図(3号棟自転車置き場)	S=1:100
B	取壊し工事特記仕様書2/3		13	撤去建物図(8号棟)平面図(1)	S=1:100
C	取壊し工事特記仕様書3/3		14	撤去建物図(8号棟)平面図(2)	S=1:100
			15	撤去建物図(8号棟)立面図(1)	S=1:100
			16	撤去建物図(8号棟)立面図(2)・断面図	S=1:100
K- 1	取壊し配置図・特記事項	S=1:500	17	撤去建物図(8号棟自転車置き場)	S=1:100
2	撤去配置図(3号棟廻り)	S=1:200	18	電気設備撤去配置図	S=1:400
3	撤去配置図(8号棟廻り)	S=1:200	19	放送設備移設配置図	S=1:400
4	取壊し後配置平面図(3号棟廻り)	S=1:200	20	給水設備撤去配置図	S=1:400
5	取壊し後配置平面図(8号棟廻り)	S=1:200	21	雨水排水設備撤去配置図	S=1:300
6	植栽撤去平面図	S=1:300	22	汚水排水設備撤去配置図	S=1:400
7	既設杭撤去平面図(3号棟廻り)	S=1:200	23	都市ガス設備撤去配置図	S=1:400
8	撤去建物図(3号棟)平面図(1)	S=1:100			
9	撤去建物図(3号棟)平面図(2)	S=1:100			
10	撤去建物図(3号棟)立面図(1)	S=1:100			

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J00490

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項
【取壊し工事】	■ 1章 一般共通事項 ■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書(平成24年版) なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあつては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日改訂)に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定(図示)する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/1を超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。
1.2.14 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法：) ※ 無 現場において再利用を図るもの： 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。 * 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ recycle.html)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1)再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2)再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/ recycle/ fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ gi_jyutsu/ kentiku- tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ recycle_yoshiki.html
撤去時等のフロン等の取扱 建設副産物	
再資源化	
分別収集 再生資源の利用	* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ H26yoryokaisei/ H26sossenriyou.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手

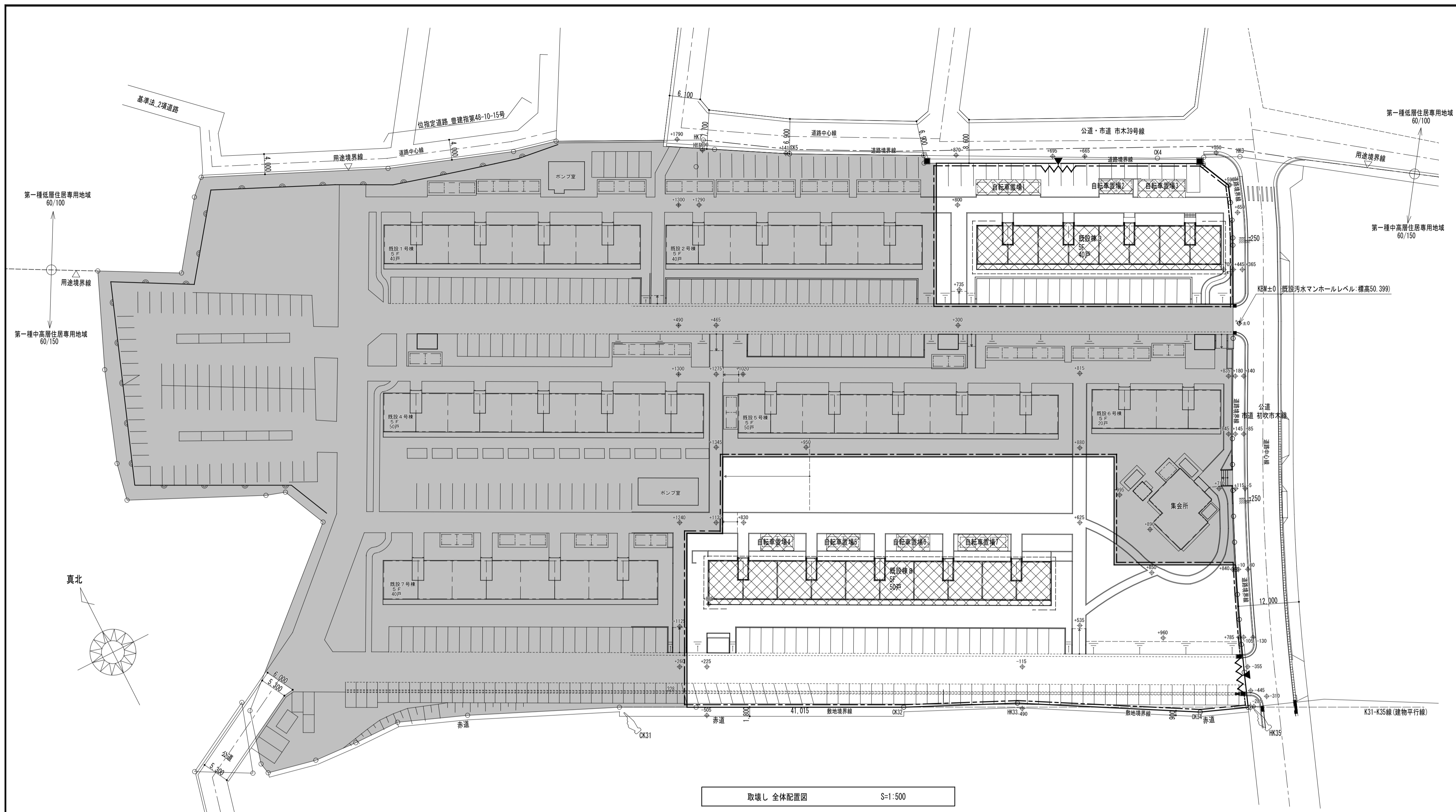
項目	特記事項												
1.3.1 足場、その他	<p>することができます。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ shizai.html http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/ recycle/ recycle_yoshiki.html</p> <p>* 設置する足場、桟橋、リフト等の設置： ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場：(幅： ・0.6 ①0.9 ・1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ②成型鋼板(高さ：3.0m) ・解体養生シート(高さ：※3.6 ・5.4 m) 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>												
1.3.4 監督員事務所	* 監督員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 * 標準仕上げ * 設備、備品等 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。												
1.3.5 受注者事務所その他	* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示： ※実施する ・実施しない 実施する場合は、厚生労働省愛知労働局ホームページ(http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/asbestos01/asbestos05.html)等にて確認の上、掲示する。 * 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置												
建設現場標識の設置	<p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) …………… ……………</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社 …………… ……………</td> </tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) …………… ……………	工期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 …………… ……………		
工事名	○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) …………… ……………												
工期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで												
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課												
工事監理者	○○○○○												
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 …………… ……………												
1.5.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。												
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。												
1.8.1 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工程)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。 3) 竣工時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。</p>												
1.8.4 完成図その他	* 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 * 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による)												
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 河合建築設計事務所</td> <td>初吹住宅 取壊し工事(第3工区)</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印</td> <td>縮尺 取壊し工事特記仕様書 1/3</td> <td>K ----- A</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年2月</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅 取壊し工事(第3工区)	図面番号	一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印		縮尺 取壊し工事特記仕様書 1/3	K ----- A	検 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅 取壊し工事(第3工区)	図面番号										
一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印		縮尺 取壊し工事特記仕様書 1/3	K ----- A										
検 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課										

項目	特記事項
<p>■その他■ 常備図書</p> <p>建設業退職金共済制度</p> <p>施工体系図の掲示</p> <p>各種調査への協力</p> <p>工事中の安全管理</p> <p>工事コスト調査の協力</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任</p> <p>工程表・工事費内訳明細書</p> <p>騒音・振動対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>貨物自動車等の車種規制</p> <p>特定特殊自動車の燃料</p> <p>工事の下請負</p> <p>施工体制</p> <p>現場代理人 事故報告</p>	<p>・提出しない</p> <p>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成25年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 建築物解体工事共通仕様書〔平成24年版〕</p> <p>* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。</p> <p>* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。</p> <p>* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。</p> <p>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。</p> <p>* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p> <p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p> <p>* 排出ガス対策型建設機械の適用：※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））</p> <p>* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/）</p> <p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p> <p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>
<p><仮設工事> 25.3.2 騒音・粉じん等の対策</p> <p><解体施工> 25.4.3 事前措置</p> <p>25.4.14 杭</p> <p>25.4.15 構内舗装等</p> <p>25.4.16 地下埋設物及び埋設配管</p> <p><建設廃棄物の処理> 25.5.3 建設廃棄物の処理計画</p> <p>25.5.7 再資源化等</p> <p>25.5.8 産業廃棄物広域認定制度</p> <p>25.5.9 再資源化完了報告書等</p>	<p>■建築編 25章 除去工事■</p> <p>* 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 * 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による</p> <p>槽内の汚水、汚物の事前措置：※25.4.3(8)による ・ () ・ 図面による</p> <p>杭： ㊦撤去（解体）する（工法：※引抜き工法 ・ 破砕する）㊧残置する（位置は図面による） 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理： ※分別解体する ・ ()</p> <p>既存樹木： ※伐採、抜根 ・ 移植（移植するもの、移植先： ） ・ 図面による</p> <p>地下埋設物等： ※図示のものを撤去する ・ 残置する（位置、種別等は図面による） 図示以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。</p> <p>分別収集： ・ しない ※する 「リサイクルガイドライン別表3」による</p> <p>(1) 蛍光ランプ及びHIDランプ ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (2) 高湿ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ 再資源化する ※ 再資源化しない (3) ガラス ・ 再資源化する ※ 再資源化しない</p> <p>* 木材を指定建設資材廃棄物として縮減： ※しない（再資源化施設へ搬出） ・ する * 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用： ・ する () ・ しない</p> <p>* 産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理： ・ する ※しない</p> <p>建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p>

項目	特記事項															
<p>25.5.11 注意を要する建設廃棄物</p> <p><特別管理産業廃棄物の処理> 25.6.1 施工調査</p> <p>25.6.5 特別管理廃棄物の処分</p> <p>25.6.7 PCBを含む機器類</p> <p>25.6.8 PCB含有シーリング材</p> <p>25.6.9 廃油</p> <p>25.6.10 廃酸・廃アルカリ</p> <p>25.6.11 ダイオキシン類</p> <p><アスベスト建材の除去等> 25.7.1 適用範囲</p> <p>25.7.2 施工調査</p> <p>25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定</p> <p>25.7.5 石綿作業主任者</p> <p>25.7.7 保護衣、作業衣</p> <p>25.7.11 アスベスト吹付材除去</p> <p>25.7.12 アスベスト保温材除去</p> <p>25.7.13 アスベスト成形板除去</p> <p><特殊な副産物の処理> 25.8.3 施工調査</p> <p>25.8.6 特殊な副産物の回収等</p> <p>25.8.7 特定物質</p> <p><その他></p>	<p>処理に注意を要する建設廃棄物の処理： ※図面による ・ () ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理： ・ 製造業者に回収を委託 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 25.5.11 3(1)、(2)以外のせつこうボードの処理： ※25.5.11 3(3)(イ)による ・ 25.5.11 3(3)(ロ)による</p> <p>特別管理産業廃棄物の分析調査： ・ する ・ しない</p> <p>種類 () 処分 ()</p> <p>撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査： ・ 行う ※行わない</p> <p>次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p> <p>廃油の処分： ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ()</p> <p>廃酸・廃アルカリの処分： ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ ()</p> <p>サンプリング調査： ・ 行う ※行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法： ※図面による ・ () 処分方法： ※図面による ・ ()</p> <p>大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理： ()</p> <p>アスベスト含有分析調査： ・ 行わない ・ 行う ()</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定： ※行う (図面による) ・ 行わない</p> <p>石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。</p> <p>監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。</p> <p>* 工法 除去工法： ※25.7.11 2(1)(イ)～(ニ)による ・ () 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置： ※湿潤化 ・ 固定化 * 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 アスベスト含有吹付け材の処分： ・ 25.7.11 3(4)(イ)による ・ 25.7.11 3(4)(ロ)による</p> <p>25.7.11「アスベスト含有吹付材の除去」の2. 3による</p> <p>* 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 石綿含有せつこうボードを除くアスベスト含有成形板の処分： ・ 25.7.13 3(4)(ロ)(i)による ・ 25.7.13 3(4)(ロ)(ii)による</p> <p>分析調査： ・ 行う ・ 行わない</p> <p>種類、回収及び処分 ()</p> <p>撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。</p> <p>1）杭引き抜き及び構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2）災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3）解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督職員の指示による） ・ 適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。</p>															
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 河合建築設計事務所</td> <td colspan="2">初吹住宅 取壊し工事(第3工区)</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印</td> <td colspan="2">取壊し工事特記仕様書 2/3</td> <td>K ----- B</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年2月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅 取壊し工事(第3工区)		図面番号	一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印		取壊し工事特記仕様書 2/3		K ----- B	検 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅 取壊し工事(第3工区)		図面番号												
一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印		取壊し工事特記仕様書 2/3		K ----- B												
検 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課													

項 目	特 記 事 項																							
* 特定建設資材の再資源化等	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttp://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikakuから入手すること。</p> <p>(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>																							
* 別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用			
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																						
・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
・ その他	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																						
* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td>有限会社 大心実業</td> <td>豊田市泉町神高406番地5</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td>フルハシEPO株式会社</td> <td>愛知県豊田市衣ヶ原四丁目5番8</td> </tr> </tbody> </table>			廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・ コンクリート	有限会社 大心実業	豊田市泉町神高406番地5	・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上	・ アスファルト・コンクリート	同上	同上	・ 木材	フルハシEPO株式会社	愛知県豊田市衣ヶ原四丁目5番8						
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																						
・ コンクリート	有限会社 大心実業	豊田市泉町神高406番地5																						
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	同上	同上																						
・ アスファルト・コンクリート	同上	同上																						
・ 木材	フルハシEPO株式会社	愛知県豊田市衣ヶ原四丁目5番8																						

項 目	特 記 事 項		
	株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅 取壊し工事(第3工区)
	一級建築士登録番号 第100481号 河合達雄 印		取壊し工事特記仕様書 3/3
	検 図	製 図	設 計 H29年2月
	縮尺		図面番号 K ----- C
	愛知県建設部建築局公営住宅課		



※特記事項

- 工事範囲内の建物、工作物、側溝、アスファルト舗装、地先ブロック、給排水管、ガス管、土留め、樹木等で図示したもの、及びその基礎は全て撤去の上、工事範囲内は整地すること（整地後、整地レベル測量し、その結果を提出すること）。ただし、埋設管の取扱いは特に注意し、経路等現地調査の上撤去すること。
- 工事範囲内の地表面にある側溝や樹木等は、原則として全て撤去のこと。ただし、残置すると図示したものは除く。
- 施工に必要な官公庁等への手続きは請負者にて行い、支障物件については関係者に確認後施工すること。
- 既設撤去側溝及び管の敷地外端部は全て閉塞すること。
- 下水、雨水、給水管の閉塞は監督員と協議すること。
- 設備関係のメーター、ブレーカー及びガスメーター等が残っているものは工事着工後監督員の指示によること。またそれぞれの取扱いについては、各事業者と調整すること。取壊し建物の係る、下水・水道・ガス会社等への必要な申請は、工事着手前に本工事で行うこと。下水の引込撤去に係る下水最終樹は、残置としその他は、本工事とする。水道の引込撤去に係る水道メーターの撤去は、水道局に返却とし、その他は本工事とする。水道の遠隔メーター及び集中検針盤の撤去は、本工事とする。
- 取壊し建物の係る電力・電話引込線撤去に伴う、電力・電話会社への必要な申請は、工事着手前に本工事で行うこと。電力の引込撤去は、引込線、積算電力計、サービスマーターは、電力会社工事とし、その他は本工事とする。電話の引込撤去は、引込線、積算保安器は、電話会社工事とし、その他は本工事とする。
- 積載等の処分は監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- 雨水等により土砂が工事範囲外に流出しないよう措置をすること。
- 大型車両の工事現場への出入り時は、出入口に交通整理員を配置すること。また、住宅構内道路を使用する場合、必要に応じて自治会等に事前連絡をし、住民に周知をすること。
- 工事範囲内にある一般廃棄物は、分別の上、監督員の指示により適切に収集すること。
 - 「通学路」標識、「止まれ」構内標識、「とびだしちゅうい」看板は、事前にその位置と撤去日を豊田市学校教育課に報告する(書面不要)。
 - 看板で図中指定のあるものは、撤去後、自治会保管とする。
 - 「駐車禁止」標識は、別途工事(豊田警察署にて撤去)とする。
- パネルゲート前(主な搬出入口)に高圧洗浄機を配置すること。
- 境界杭等は現場養生すること。撤去復旧等が必要な場合は、監督員と協議して決定する。
- 各住戸の汚水管は、清掃、消毒の上撤去すること。
- アスベスト成形板の処理工事は、アスベストの取扱い作業に係る労働安全衛生法により作業管理者の指示に従って作業すること。
- 着手前にアスベスト成形板使用箇所を確認すること。
- 工事着手前に各住戸内や工事範囲内の確認を行い、残置物があった場合は速やかに監督職員に棟番号、住戸番号、残置物の種類、数量等をまとめ報告すること。また、監督職員の指示により分別集積を行うこと。
- PCB調査は、家電メーカーに問合せ、結果を監督員に報告し、適切に処分すること。

- 建物解体時には、粉塵等の飛散を防止するため、散水等を行うこと。
- 工程及び工事時間については監督員と協議すること。なお、防音対策等のため、工程を調整して、騒音を低減できるよう検討すること。
- 豊田市の給水本管等、本工事敷地内に敷設されている管等について、工事着手前に位置等を確認の上、その養生方法を適切に計画して、工事を進めること。
- 市道からの乗入れ口設置に係る関係機関への申請等は本工事で行うこと。
- 着工前に各住戸内の確認を行うこと。残置物があった場合は速やかに監督員に棟番号、住戸番号、残置物内容を報告すること。
- 取壊し工事中及び完了後、近隣建物や道路の損害を与えた場合や苦情等が発生した場合は、請負者の責任において速やかに復旧・補修など適切な処理をとり、直ちにその経緯や状況等を監督員に報告すること。
- 解体工事後(整地前)、撤去対象物周辺を横断的に掘削し、監督員の確認を受けること。掘削位置は監督員と協議して決定する。掘削深さ：基礎下50cm
掘削長さ：X方向、Y方向の両端部からそれぞれ+1m
監督員から上記以外に掘削について指示があればその指示に従うこと。
- 解体工事後(整地後)、敷地レベルを測量しTP表示で竣工図に記載すること。測定ピッチは@5000とし、報告は紙、及びCADデータで行うこと。
- 杭が存在する場合は、3号棟廻りのみ図示の通り引き抜きとし、その他は全て残置とする。杭の残置位置は測量し、座標にて表示すること。杭頭の高さを測量し、TP表示で竣工図に記載すること。
- 敷地計画レベルの記入の無いものは、工事施工後は現況レベルのまま整地とする。
- 躯体の解体は、内装はがし等の状況及び分別状況を監督員に確認した後に実施すること。
- 廃棄物の現場外搬出をする時は、以下の事項を厳守すること。
 - 廃棄物の各品目につき最初の1台について追跡調査を実施すること。
 - 廃棄物の各品目について10台に1台の割合で積載状況及び車輛(車番)の写真を撮影すること。
- 発注者が中間検査を求めた時は、適切に対応すること。
- 工事着手前に先立ち以下の作業主任者を適切に配置すること。
 - コンクリート破砕器作業主任者
 - その他、施工上必要となる作業主任者
- 工事着手前に計器(給水、ガス、電気等)の有無を確認し、写真を添えて監督員に報告すること。計器がない場合は、関係機関に撤去済みかどうか確認し監督員に報告すること。
- 解体の着手後2週間は中電・NITの電柱や架線撤去のための期間とする。
- 大気汚染防止法に基づき、特定工事に該当するか否かの事前調査を行い、発注者へ調査結果等を書面で説明すること。
- 次期工事計画のため、3号棟廻りを先行して完了すること。なお監督員の指示による。

工事概要			
工事場所	豊田市京ヶ峰1丁目地内		
1. 住宅棟取壊し			
3号棟	中層耐火構造5階建	鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト)	1,825.20㎡ 40戸
8号棟	中層耐火構造5階建	鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト)	2,562.75㎡ 50戸

2. 付属棟取壊し			
自転車置場1	鋼製、平屋		24.00㎡
自転車置場2	鋼製、平屋		12.00㎡
自転車置場3	鋼製、平屋		16.80㎡
自転車置場4	鋼製、平屋		12.00㎡
自転車置場5	鋼製、平屋		12.00㎡
自転車置場6	鋼製、平屋		12.00㎡
自転車置場7	鋼製、平屋		18.00㎡

※撤去遊具は図示による

3. 舗装等取壊し
範囲内のアスファルト及びコンクリート舗装、現場打ち側溝、地先境界ブロック、他

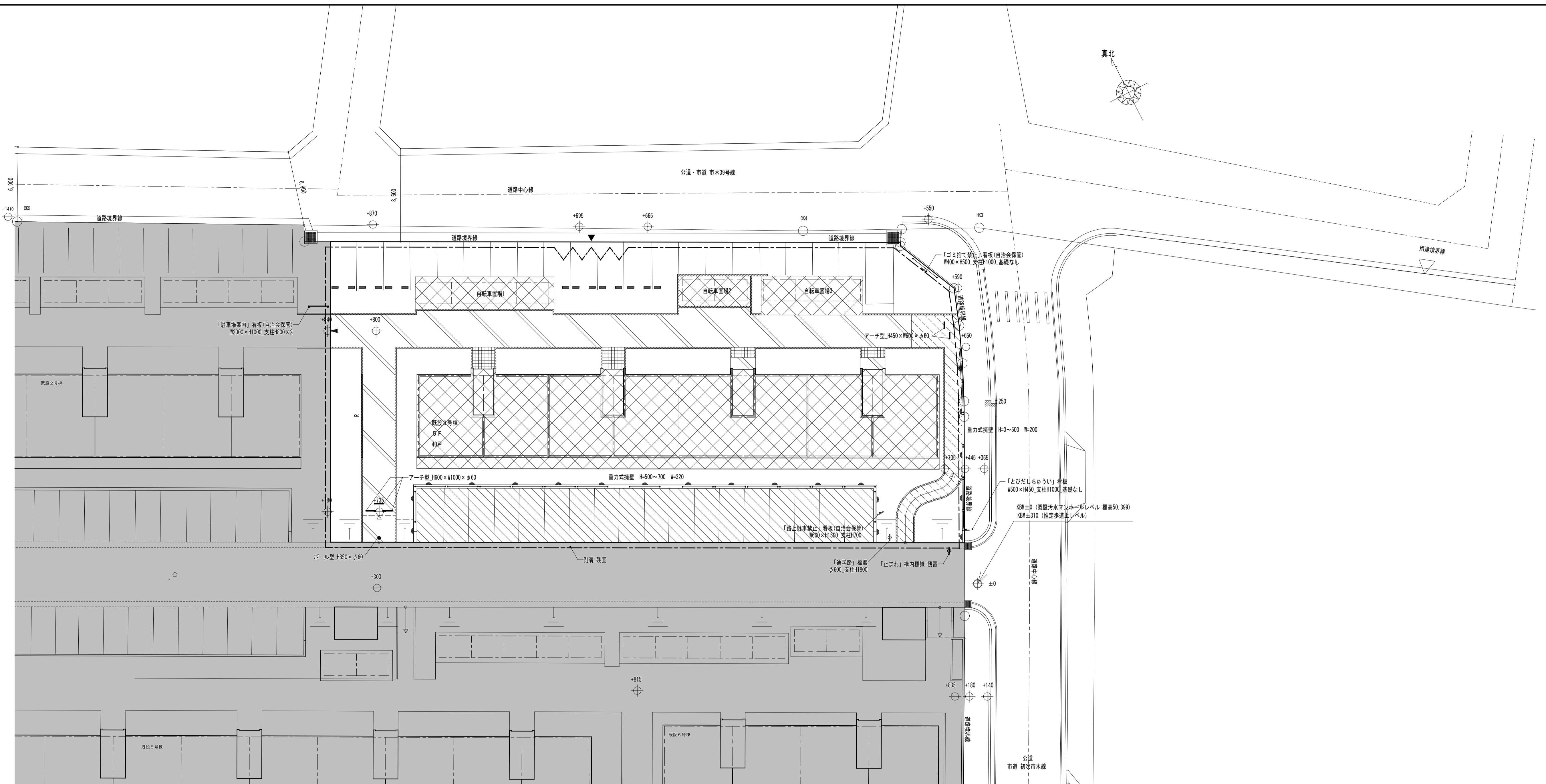
4. 囲障取壊し
フェンス(基礎共)、コンクリート土留め
5. その他取壊し
標識、看板、ベンチ、車止め、防犯灯、図面に記載の無い低木類も含む
6. 設備関係工事
給水管プラグ止め、給水管撤去、下水管閉塞、下水管撤去、雨水管閉塞、雨水管撤去
ガス管撤去(閉塞工事は別途工事)、電気配管撤去

凡例	
	工事範囲外 ※一部範囲外工事有り(取壊しに伴う設備工事・土工等)他図面共通
	取壊し建物
	仮囲い 成形鋼板(H=3.0m)
	足場(W=900 H=14,130、手摺先行の据置型)、並びに防音シート
	パネルゲート(W=6.3m、H=4.5m)2ヶ所

(K3Mからのレベル) 凡例	
	現況高



株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄	取壊し全体配置図・特記事項	縮尺 S=1:500(A1) S=1:1000(A3)
検 印 製 印 設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	NO. 1



撤去配置図 (3号棟廻り) S=1:200

〈注記〉
 ・残置部分周辺の工事をする際は残置物を確認し撤去すること。
 ・看板で図中(自治会保管)の指定のあるものは、撤去後、基礎を除き自治会保管とする。

	撤去 アスファルト舗装 t=100車道用
	撤去 アスファルト舗装 t=30歩道用
	撤去 コンクリート舗装 t=100
	撤去 コンクリート平板舗装 t=60

	撤去 車止めブロック L=600 合計14個
	撤去 地先境界ブロック
	撤去 レンガ積 1段
	撤去 コンクリート擁壁 (図中参照)
	撤去 バイブ欄 H=820

	撤去 現場打ちコンクリート側溝 W=300 グレーチング共
	撤去 現場打ちコンクリート側溝 W=300
	撤去 現場打ちコンクリート血状溝 W=300
	撤去 鋼製車止め (図中参照)
	撤去 標識 (図中参照)
	撤去 看板 (図中参照)

※基礎共撤去とする
 ※ただし「残置」とあるものは現状のままとする

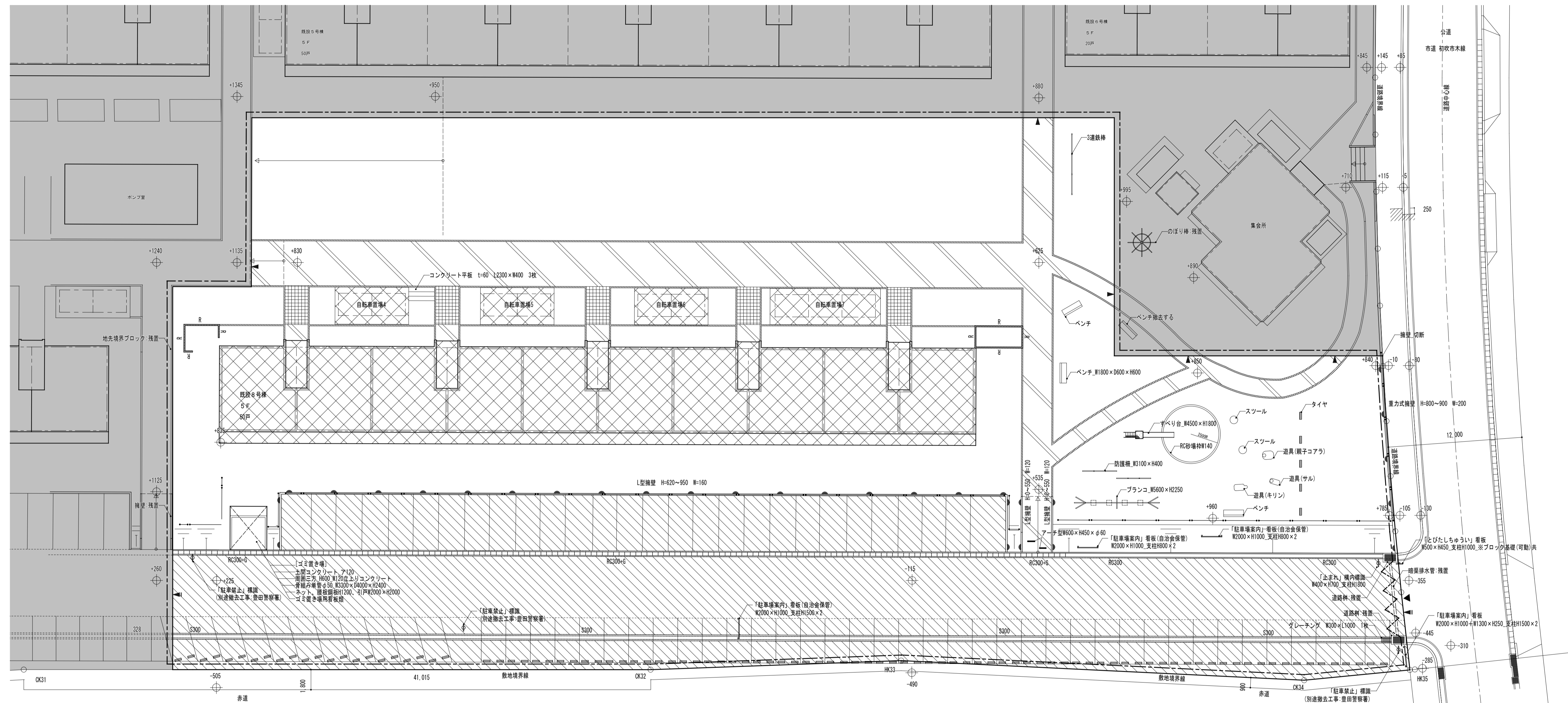
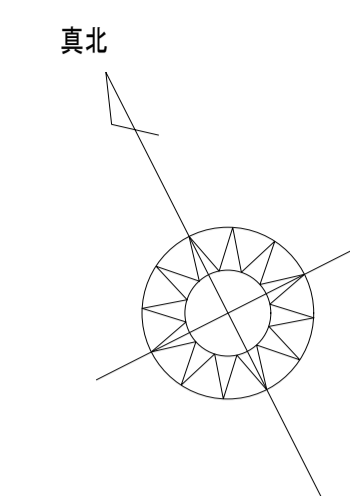
	撤去 コンクリートカッター入
	撤去 アスファルトカッター入
	撤去 その他附帯物 (図中参照)

※特記無き限り名称入り附帯物は全て撤去とする
 ※基礎共撤去とする

	工事範囲外
	取壊し建物
	仮囲い 成形鋼板 (H=3.0m)
	パネルゲート (W=6.3m、H=4.5m) 1ヶ所

	現況高
--	-----

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去配置図 (3号棟廻り)	縮尺 S=1:200 (A1) S=1:400 (A3)	NO. 2
検 図	印 製	印 製	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



撤去配置図 (8号棟廻り) S=1:200

- 【注記】
- ・残置部分周辺の工事をする際は残置物を確認し撤去すること。
 - ・看板で图中(自治会保管)の指定のあるものは、撤去後、基礎を除き自治会保管とする。
 - ・標識で图中(別途撤去工事:豊田警察署)の指定のあるものは、豊田警察署が対応し撤去する。

	撤去 アスファルト舗装 t=100車道用
	撤去 アスファルト舗装 t=30歩道用
	撤去 コンクリート舗装 t=100
	撤去 コンクリート平板舗装 t=60

	撤去 車止めブロック L=600 合計96個
	撤去 地先境界ブロック
	撤去 レンガ積 1段
	撤去 コンクリート擁壁 (图中参照)
	撤去 パイプ樫 H=820 ※擁壁以外の部分は基礎共とする

	撤去 現場打ちコンクリート側溝 W=300 グレーチング共
	撤去 現場打ちコンクリート側溝 W=300
	撤去 現場打ちコンクリート血状溝 W=300
	撤去 鋼製車止め (图中参照)
	撤去 標識 (图中参照)
	撤去 看板 (图中参照)

※基礎共撤去とする
※ただし「残置」とあるものは現状のままとする

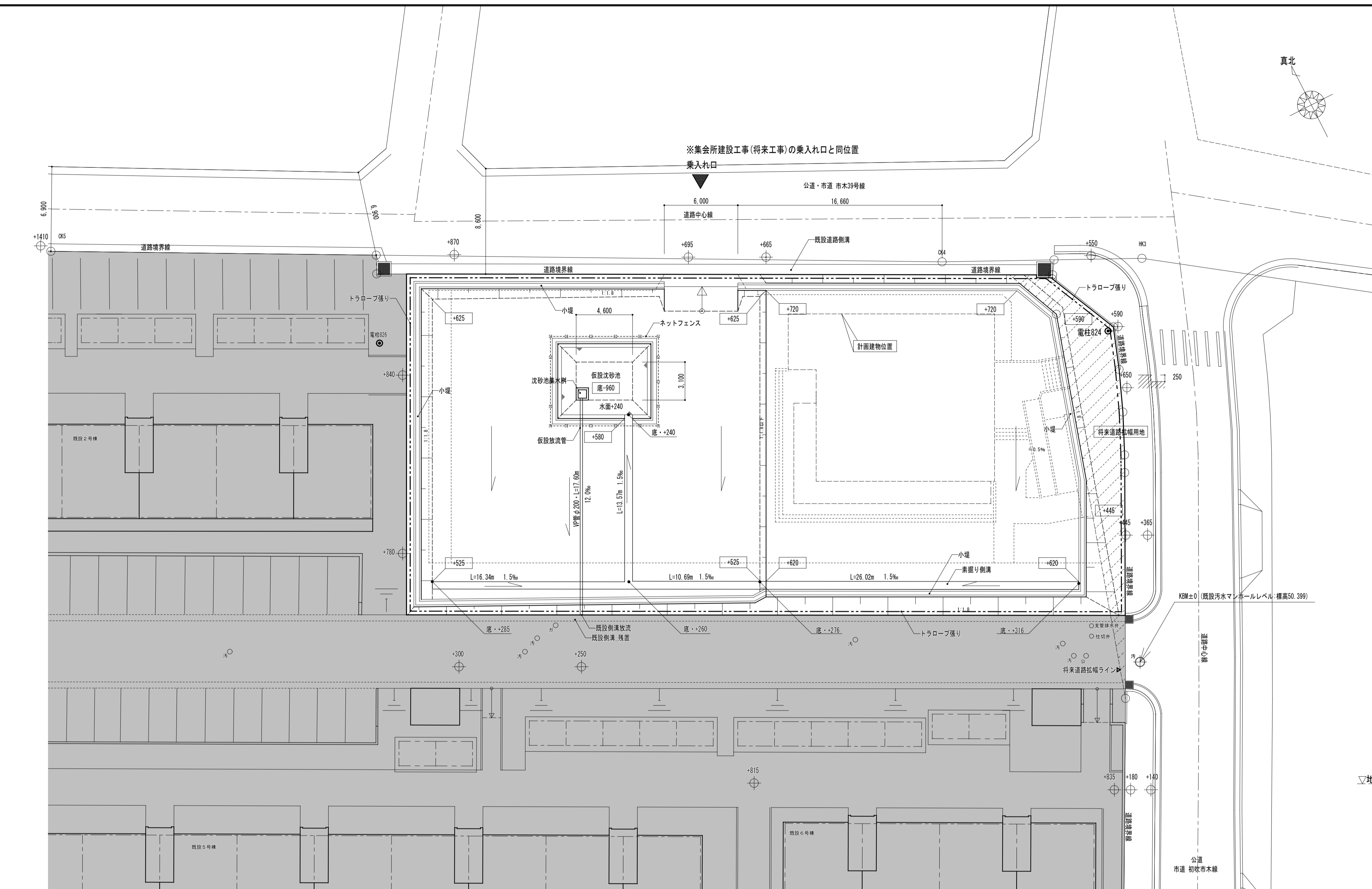
	撤去 コンクリートカッター入
	撤去 アスファルトカッター入
	撤去 その他附帯物 (图中参照)

※特記無き限り名称入り附帯物は全て撤去とする
※基礎共撤去とする

	工事範囲外
	取壊し建物
	仮囲い 成形鋼板 (H=3.0m)
	パネルゲート (W=6.3m、H=4.5m) 1ヶ所

	現況高
--	-----

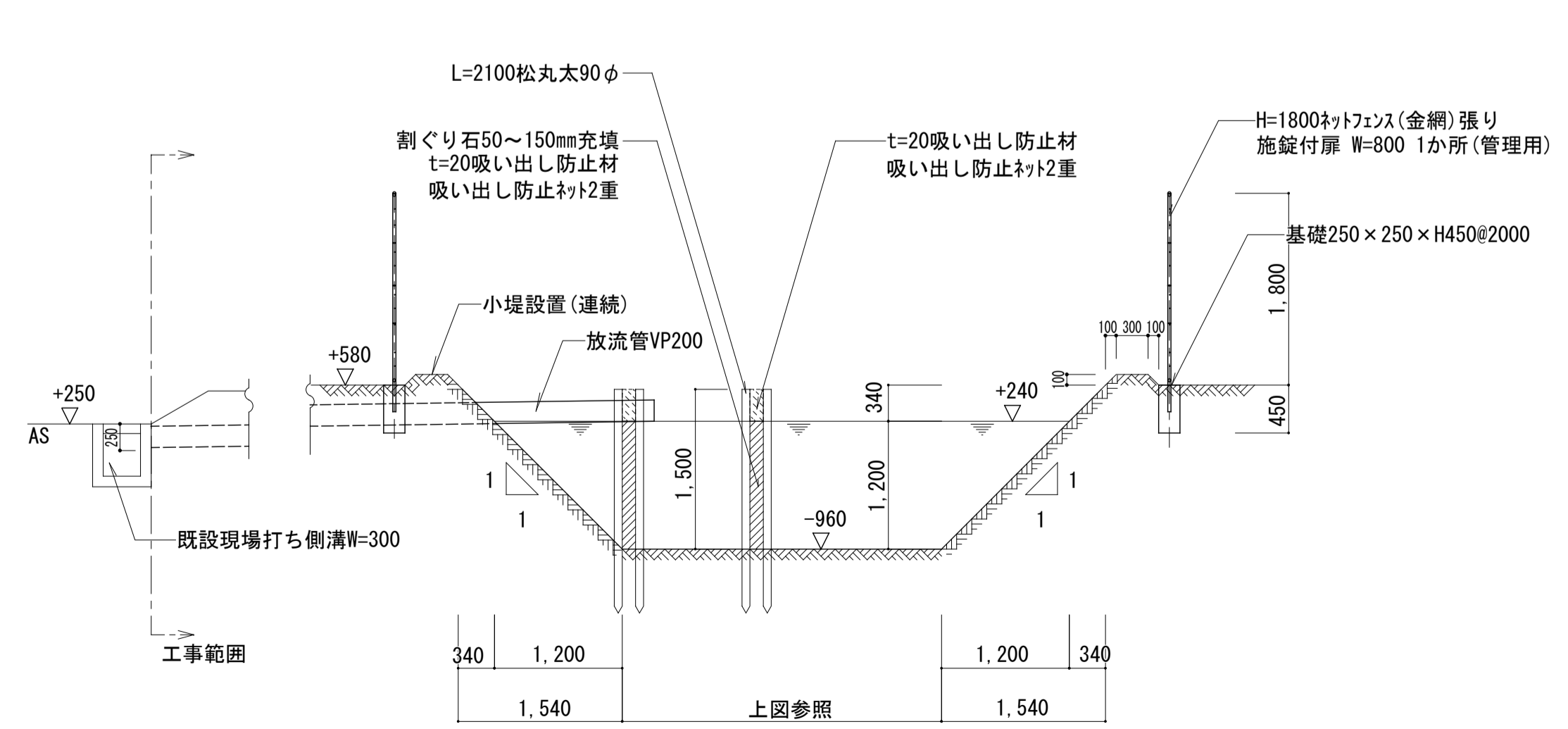
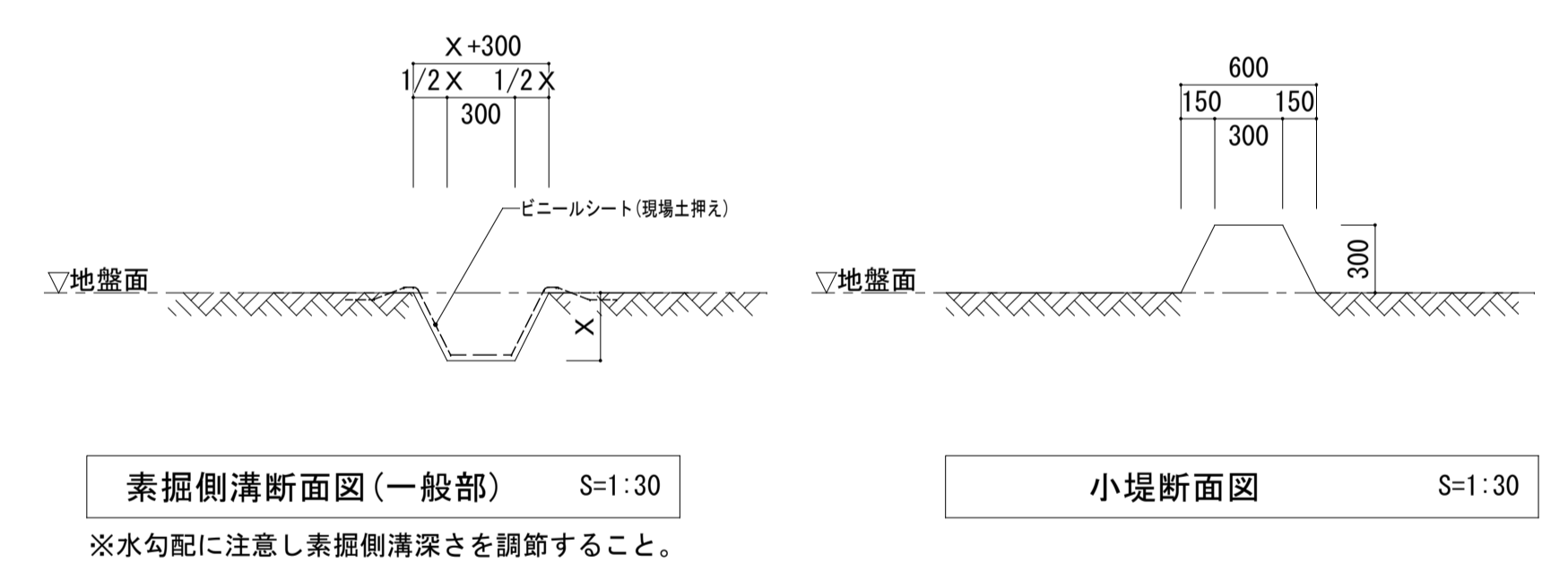
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第100481号		撤去配置図 (8号棟廻り)		K
河合 達雄		縮尺		NO. 3
		S=1:200 (A1)		
		S=1:400 (A3)		
検	印	製	印	設
図		図		計
		H29年2月		愛知県建設部建築局公営住宅課



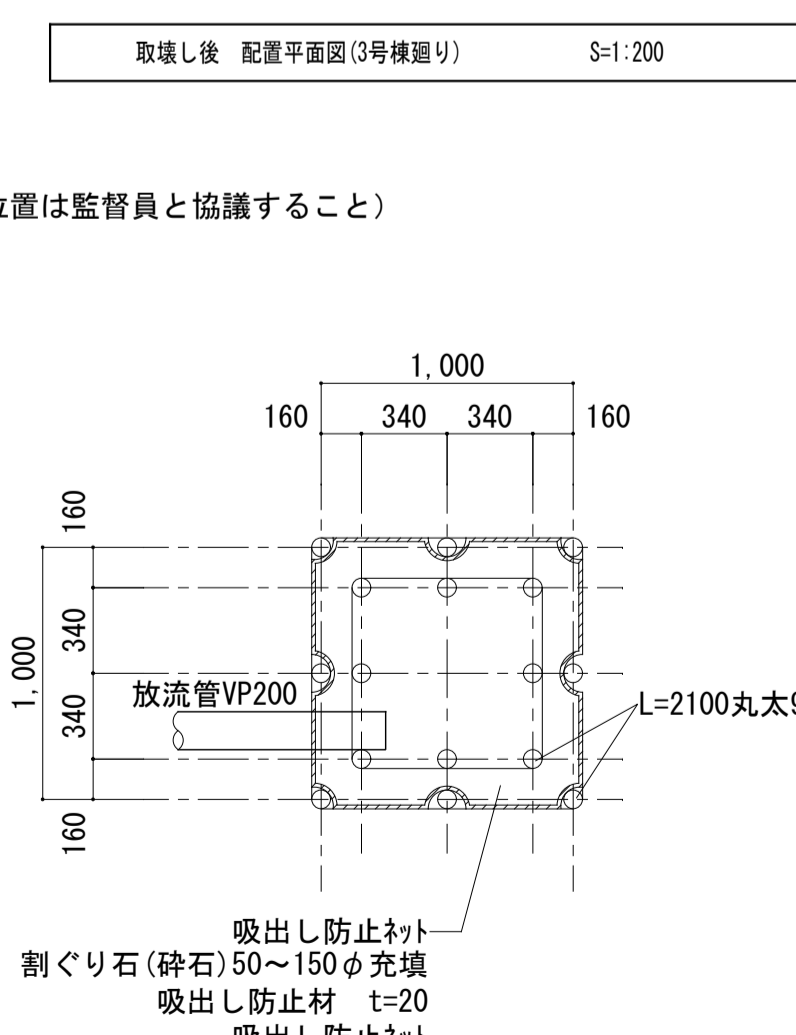
凡例	
工事範囲外	
道路幅員予定地	
柵付土留(沈砂池廻り)	
トラロープ張	
小堤	
素掘り側溝	

(KBMからのレベル) 凡例	
±0	現況高
±0	整地地盤高
±0	素掘り側溝底部高

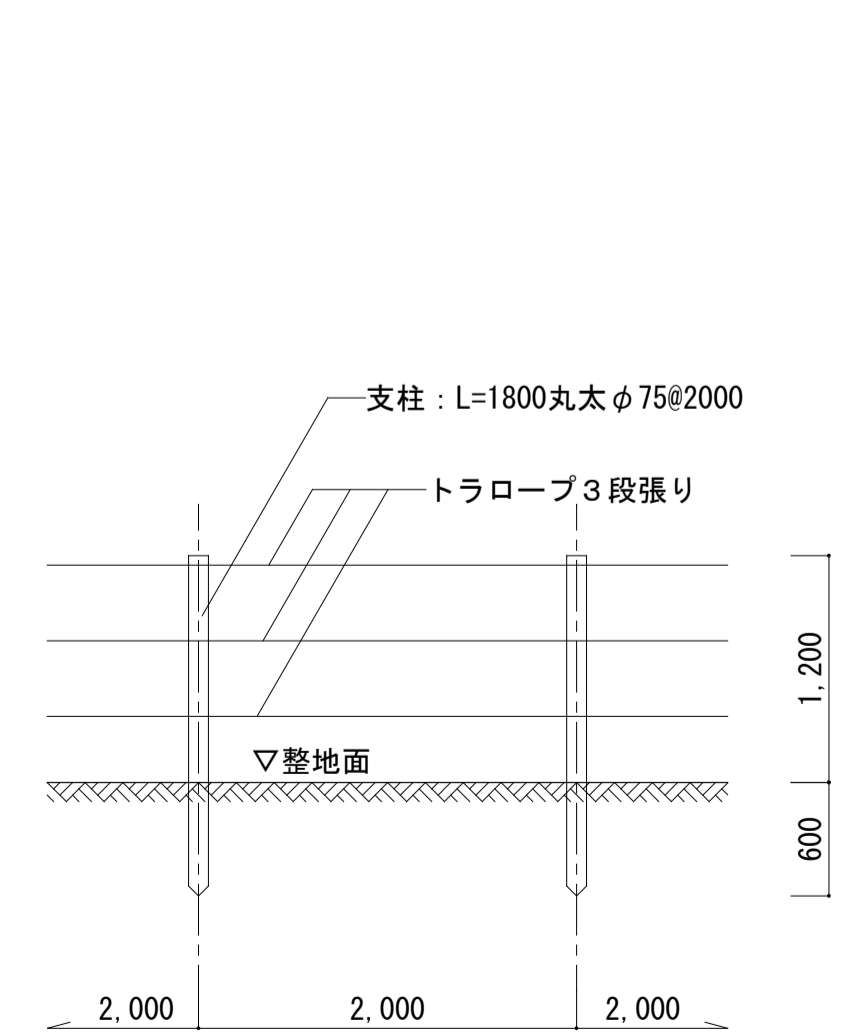
- (注記)
- ・沈砂池及び素掘り側溝の位置は別途発注される建物工事を考慮し監督員及び関係機関と協議の上決定する事
 - ・沈砂池残土は、必要に応じて場内整地に利用し、水溜りが出来ないようにする事
 - ・沈砂池及び素掘り側溝の堤体、底等はよく均し、締め固める事
 - ・現場内の泥水が工事区域外へ出ないように配慮する事
 - ・整地後、敷地レベルを測量し、T.P表示で竣工図に記載する事
 - ・8号棟廻り整地での残土を利用する



沈砂池断面図 S=1:50



沈砂池集水樹詳細図 S=1:30



トラロープ張り詳細図 S=1:40

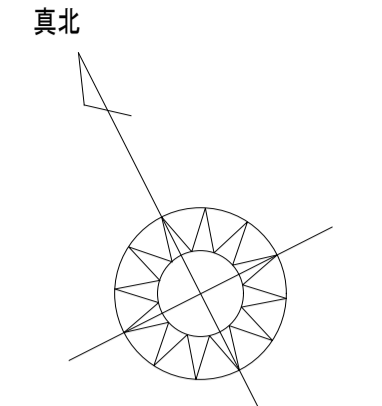
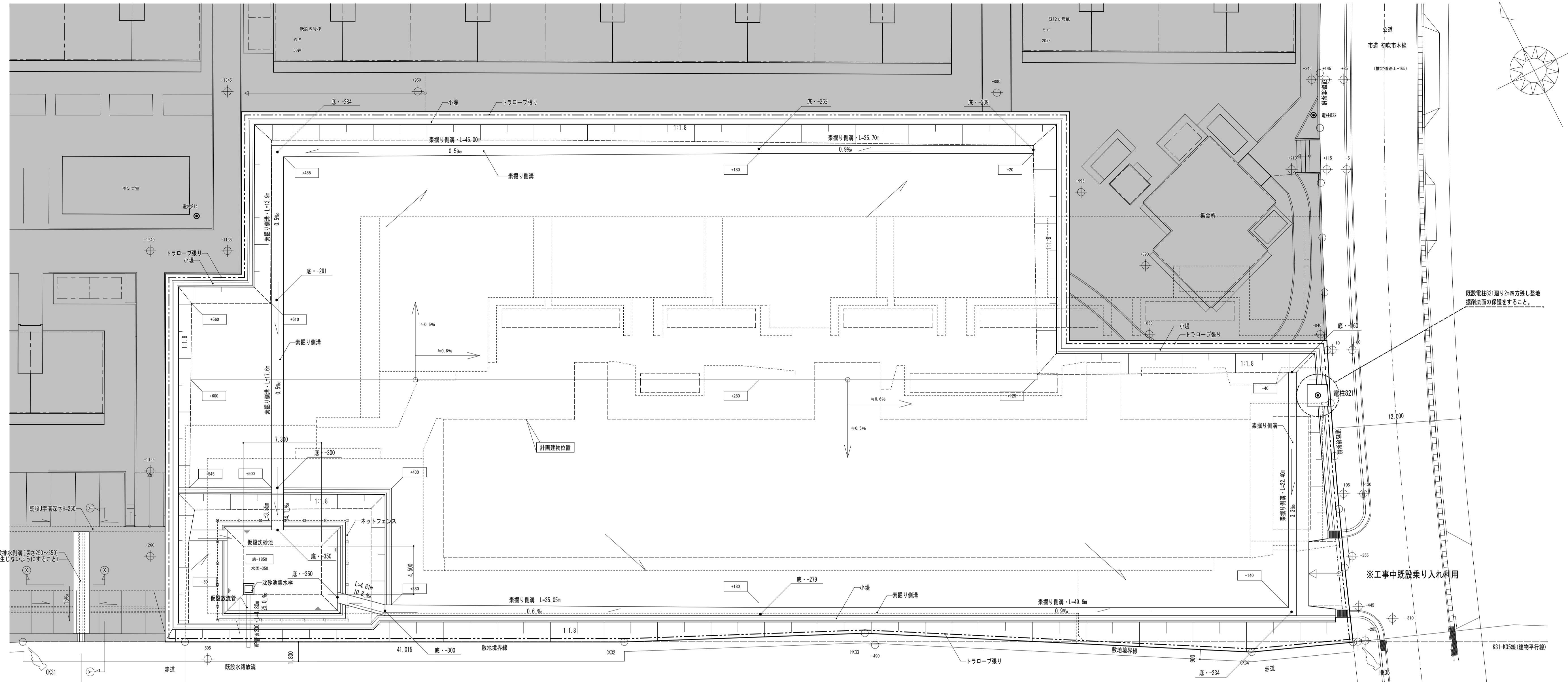
四角錐台の体積の公式(頭を切った角すいの公式)
 h : 水深 $A1$: 底面の面積 $A \times B$ $A2$: 水面の面積 $a \times b$
 計画 $V = \frac{h}{3} \times (A1 + A2 + \sqrt{A1 \times A2})$

位置 豊田市京ヶ峰1丁目内(初牧住宅3号棟・解体)
 沈砂池必要敷地面積
 $A = 1,520.70 \text{ m}^2 \approx 0.16 \text{ ha}$
 $必要 V = 150 \text{ m}^3 \times 0.16 = 24.00 \text{ m}^3$

単位 m $A = 3.1$ $B = 4.6$
 $h = 1.2$ $a = 5.5$ $b = 7.0$

沈砂池計画容量
 計画 $V = \frac{h}{3} \times (A1 + A2 + \sqrt{A1 \times A2})$
 $V = 0.40 \times (14.26 + 38.50 + \sqrt{14.26 \times 38.50})$
 計画 $V = 24.00 \text{ m}^3$
 よって $24.00 \text{ m}^3 \leq 24.00 \text{ m}^3$ OK

株式会社 河合建築設計事務所	初牧住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄	取壊し後 配置平面図(3号棟廻り)	縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)
検 印 製 図 印	設計 H29年2月	NO. 4
愛知県建設部建築局公営住宅課		

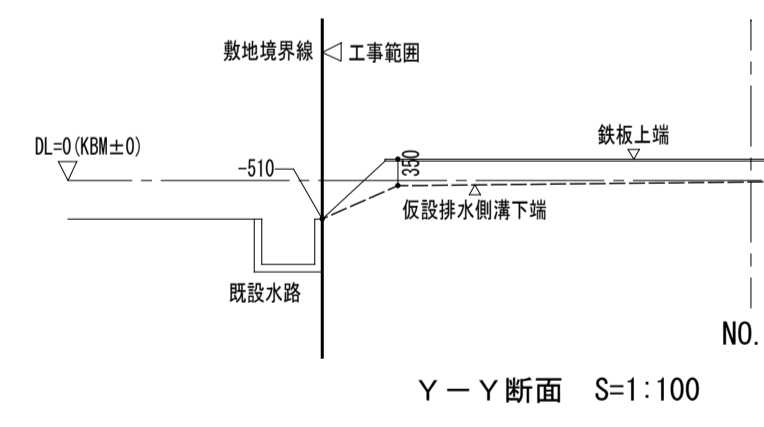


- 〔注記〕
- ・沈砂池及び素掘り側溝の位置は別途発注される建物工事を考慮し監督員及び関係機関と協議の上決定する事
 - ・沈砂池残土は、必要に応じて場内整地に利用し、水溜りが出来ないようにする事
 - ・沈砂池及び素掘り側溝の堤体、底等はよく均し、締め固める事
 - ・現場内の泥水が工事区域外へ出ないように配慮する事
 - ・整地後、敷地レベルを測量し、T.P表示で竣工図に記載する事
 - ・搬出土の一部は3号棟廻り整地に利用する

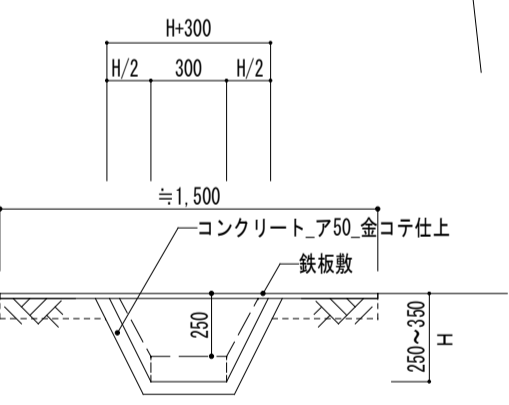
四角錐台の体積の公式(頭を切った角すしの公式)
 h : 水深 $A1$: 底面の面積 $A \times B$ $A2$: 水面の面積 $a \times b$
 計画 $V = \frac{h}{3} \times (A1 + A2 + \sqrt{A1 \times A2})$

位置 豊田市京ヶ峰1丁目地内(初吹住宅8号棟解体+既設集会所解体(将来工事))
 沈砂池必要敷地面積
 $A = 5,275.34 \text{ m}^2 \approx 5,300 \text{ m}^2 = 0.53 \text{ ha}$
 $\times 150 \text{ m}^3 \times 0.53 = 79.50 \text{ m}^3$
 単位 m $A = 4.5$ $B = 7.3$
 $h = 1.5$ $a = 7.5$ $b = 10.3$
 沈砂池計画容量
 計画 $V = \frac{h}{3} \times (A1 + A2 + \sqrt{A1 \times A2})$
 $V = 0.50 \times (32.85 + 77.25 + 50.37)$
 $V = 80.23 \text{ m}^3$
 よって $79.50 \text{ m}^3 < 80.23 \text{ m}^3$ OK

取壊し後 配置平面図(8号棟廻り) S=1:200



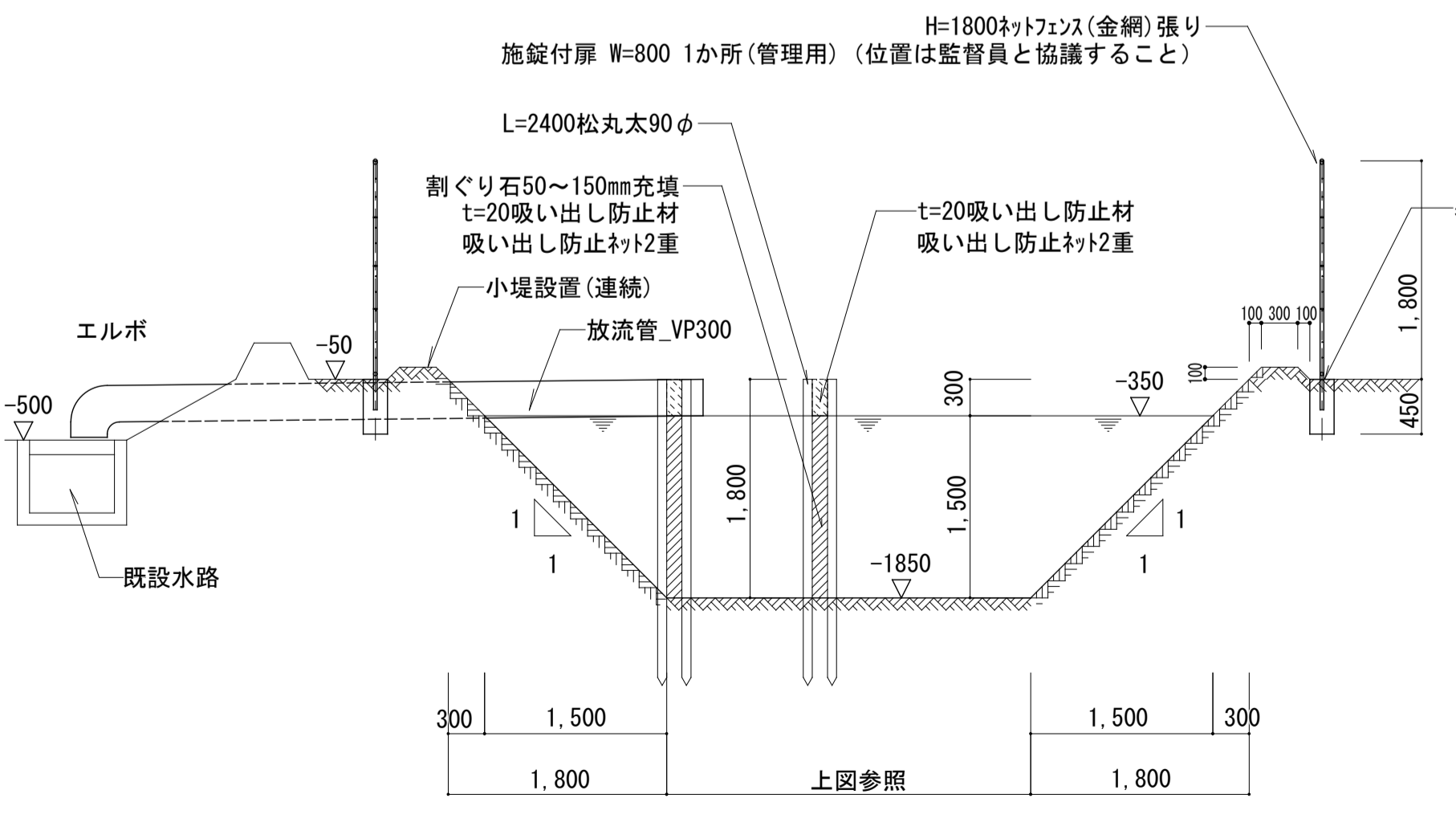
仮設排水側溝 S=1:30, 100



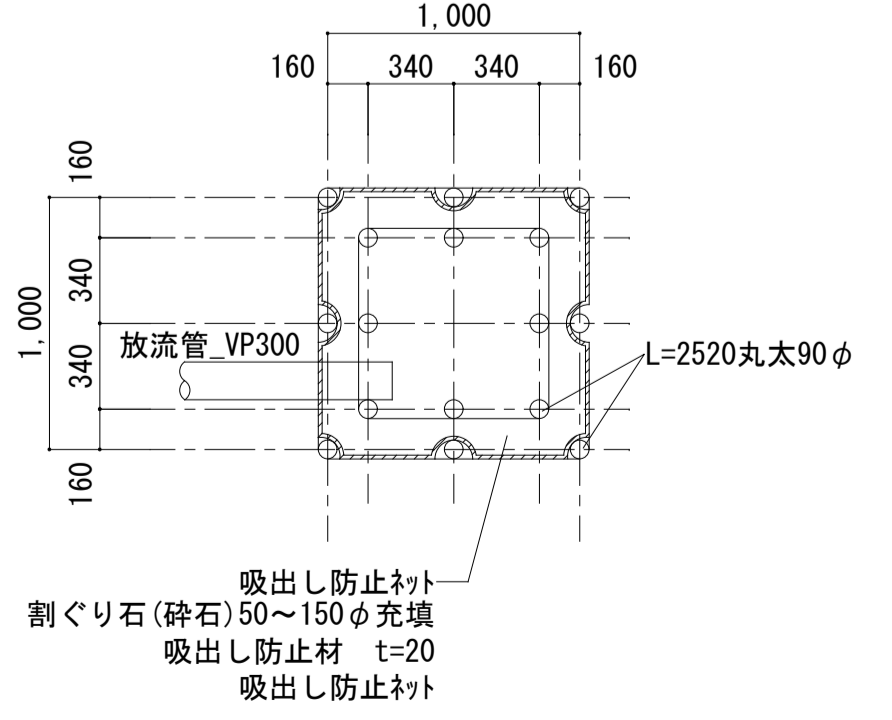
X-X断面 S=1:30

凡例	
工事範囲外	
再生砕石 厚60	
ネットフェンス(沈砂池廻り)	
トラロープ張	
小堤	
素掘り側溝	

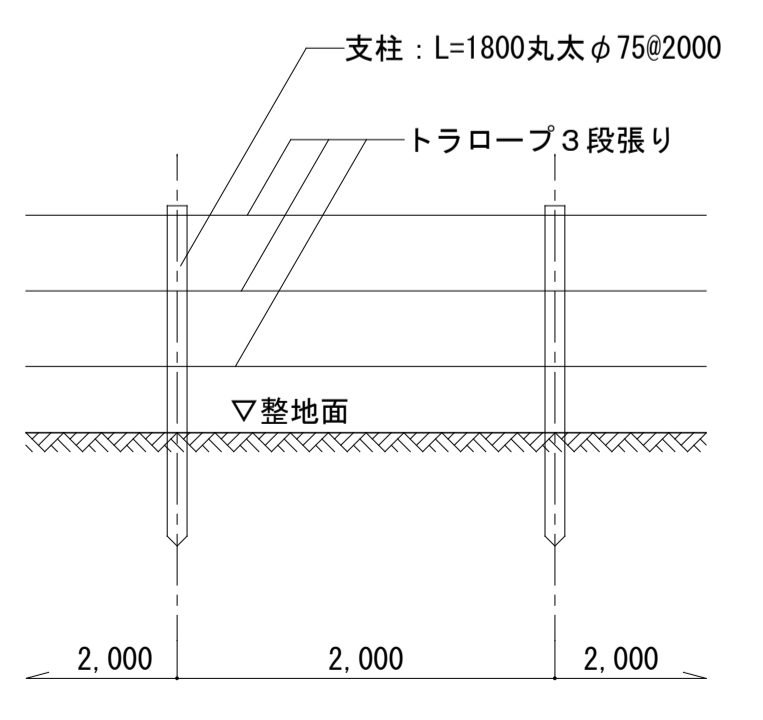
(KBMからのレベル) 凡例	
± 0	現況高
± 0	整地地盤高
底 ± 0	素掘り側溝底部高



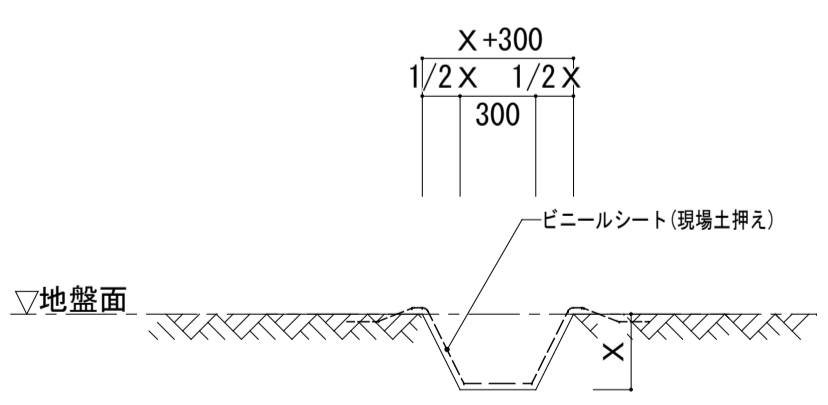
沈砂池断面図 S=1:50



沈砂池集水樹詳細図 S=1:30

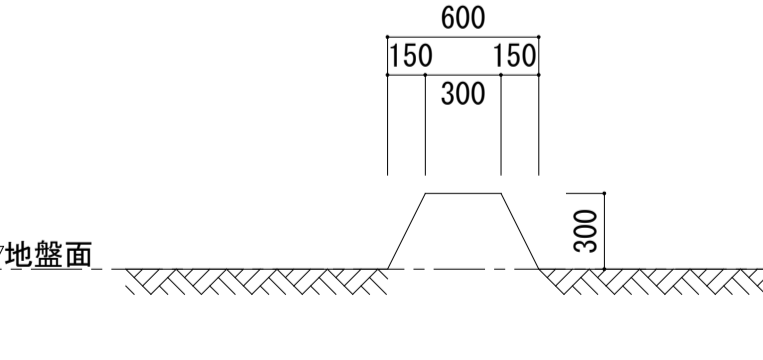


トラロープ張り詳細図 S=1:40



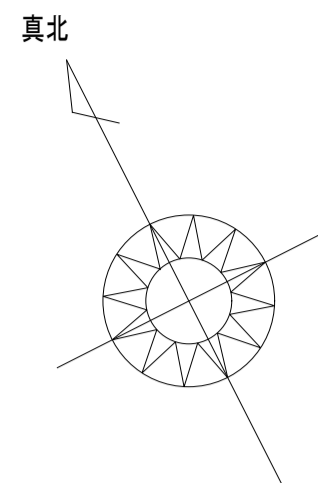
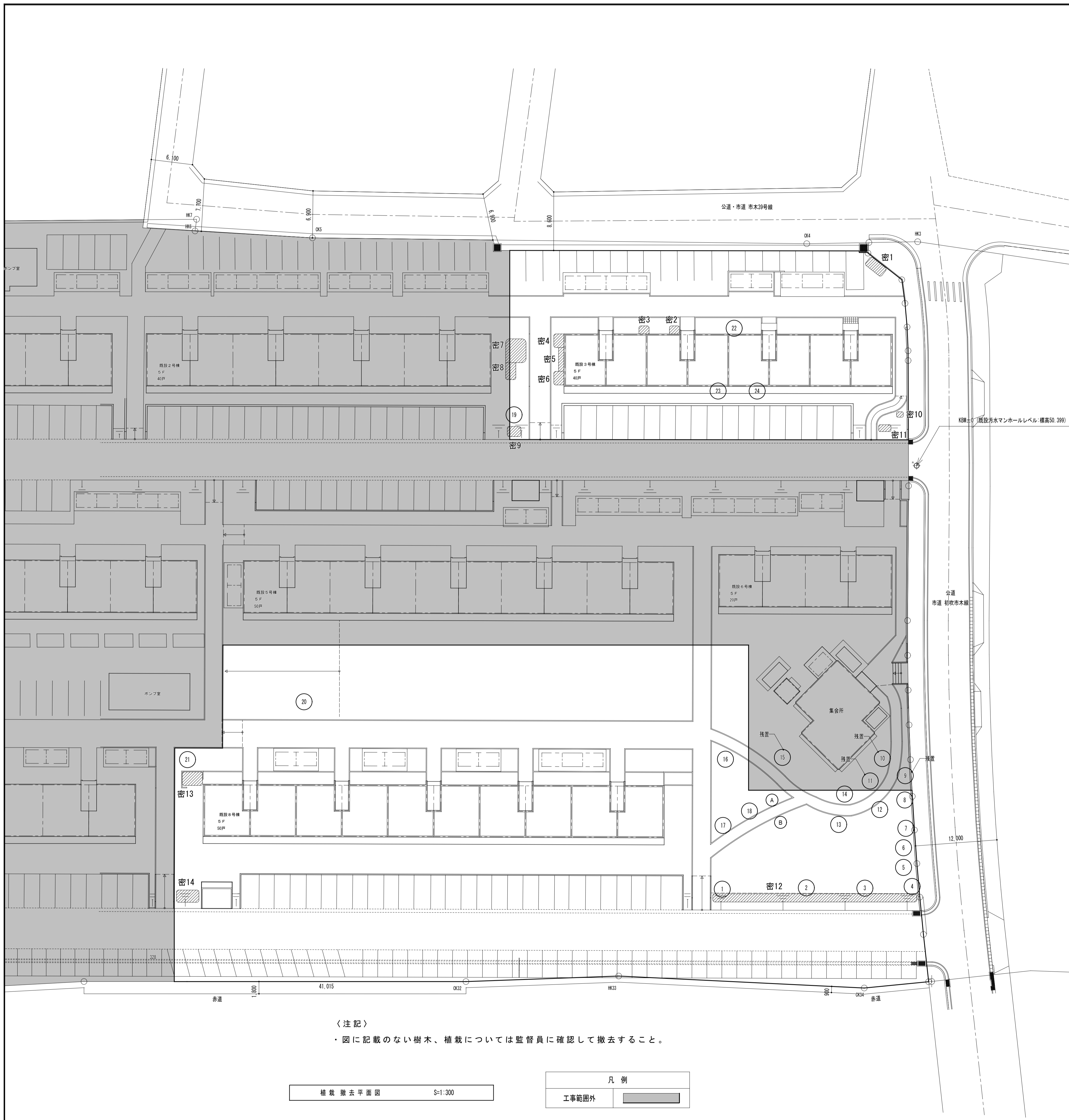
素掘り側溝断面図(一般部) S=1:30

※水勾配に注意し素掘り側溝深さを調節すること。



小堤断面図 S=1:30

株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄	取壊し後 配置平面図(8号棟廻り)	縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)
検印製印	設計 H29年2月	No. 5
愛知県建設部建築局公営住宅課		



既存樹木(中高木)リスト

記号	名称	形状寸法			本数
		幹直径(m)	枝張り(m)	高さ(m)	
1	樹木	0.5	4.0	6.0	1
2	樹木	0.2	1.0	4.0	1
3	樹木	0.5	5.0	8.0	1
4	樹木	0.35	3.0	4.0	1
5	樹木	0.3	3.0	6.0	1
6	樹木	0.2	2.5	6.0	1
7	樹木	0.35	3.0	4.0	1
8	樹木	0.45	3.0	6.0	1

記号	名称	形状寸法			本数
		幹直径(m)	枝張り(m)	高さ(m)	
9	樹木	0.3	3.5	6.0	0
10	樹木	0.25	2.5	6.0	0
11	樹木	0.25	2.5	6.0	0
12	樹木	0.3	3.0	6.0	1
13	樹木	0.35	3.0	5.0	1
14	樹木	0.3	2.5	4.0	1
15	樹木	0.25	2.5	4.0	0
16	樹木	0.25	2.5	4.0	1

記号	名称	形状寸法			本数
		幹直径(m)	枝張り(m)	高さ(m)	
17	樹木	0.2	1.0	3.0	1
18	樹木	0.3	2.5	5.0	1
19	樹木	0.45	4.0	8.0	1
20	樹木	0.3	3.5	10.0	1
21	樹木	0.6	4.0	10.0	1
22	樹木	0.03	4.0	10.0	1
23	樹木	0.03	4.0	10.0	1
24	樹木	0.03	4.0	10.0	1

記号	名称	形状寸法			本数
		幹直径(m)	枝張り(m)	高さ(m)	
A	切株	0.25	-	-	1
B	切株	0.25	-	-	1

既存樹木(低木)リスト

記号	名称	形状寸法			本数
		幅(m)	奥行(m)	樹高(m)	
密1	低木密植	3.0	1.5	1.2	1
密2	低木密植	1.5	1.2	1.6	1
密3	低木密植	1.5	1.2	0.8	1
密4	低木密植	2.0	1.5	2.0	1
密5	低木密植	3.5	0.8	0.5	1
密6	低木密植	2.0	1.5	2.0	1
密7	低木密植	3.5	3.0	1.2	1
密8	低木密植	2.5	1.5	1.2	1
密9	低木密植	2.0	1.5	0.5	1
密10	低木密植	1.0	0.8	0.7	1
密11	低木密植	1.8	1.0	0.7	1
密12	低木密植	30.0	1.2	0.5	1
密13	低木密植	3.0	2.0	0.6	1
密14	低木密植	3.5	1.8	0.6	1

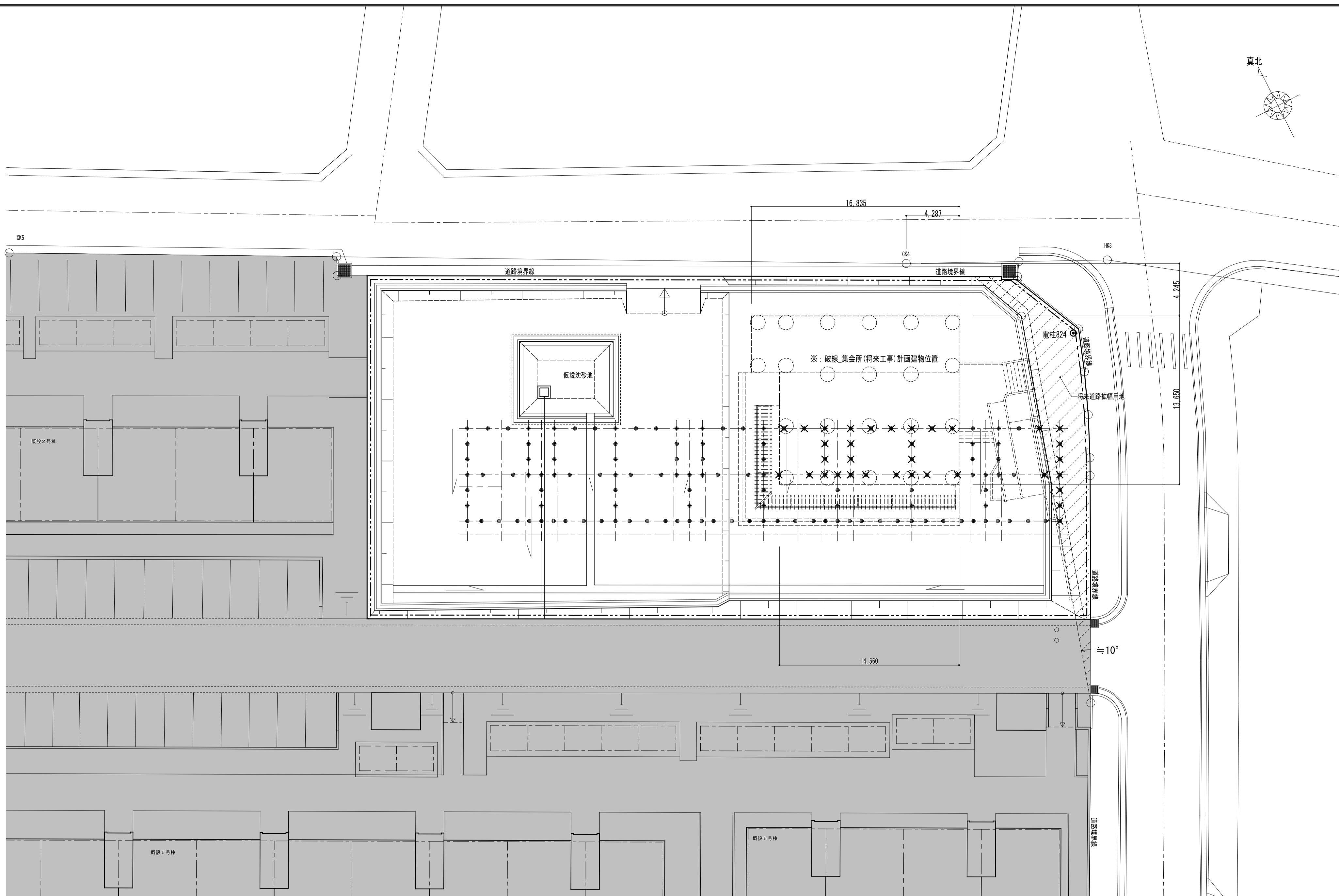
凡例	
中高木	○
低木	密0

<注記>
 ・図に記載のない樹木、植栽については監督員に確認して撤去すること。

植栽撤去平面図 S=1:300

凡例	
工事範囲外	■

株式会社 河合建築設計事務所	初次住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄	植栽撤去平面図	縮尺 S=1:300(A1) S=1:600(A3) NO. 6
検印製印	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



※：○ は集会所基礎下柱状改良φ1200(将来工事)の施工予定位置を示す。

既設杭 撤去平面図(3号棟廻り) S=1:200

凡 例	
工事範囲外	

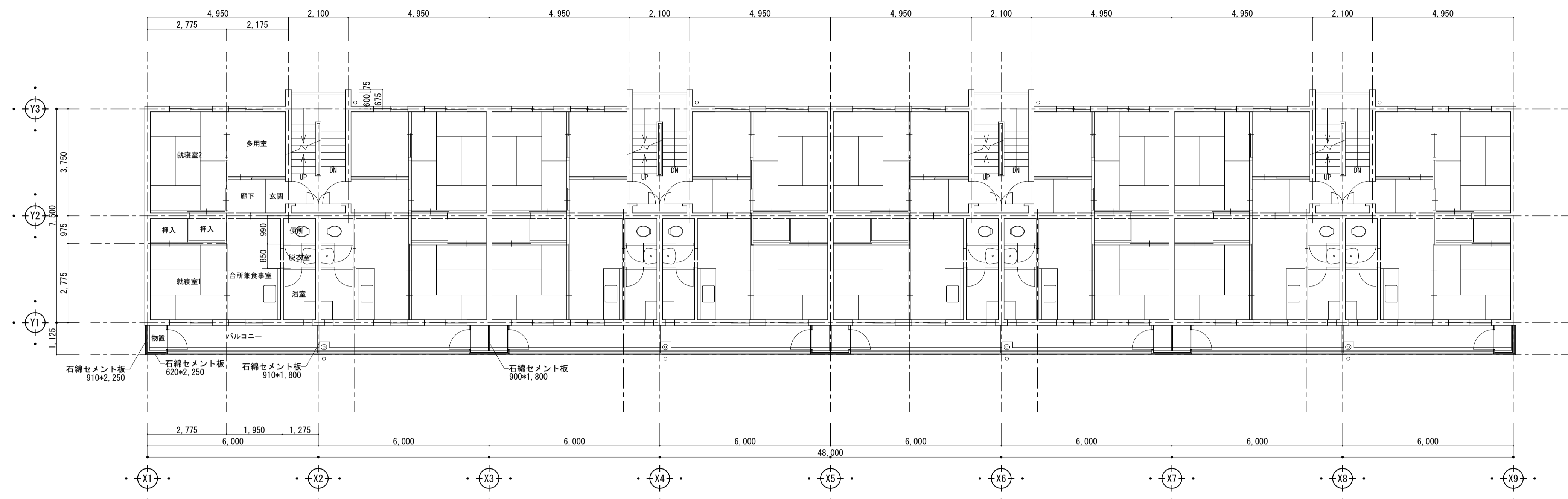
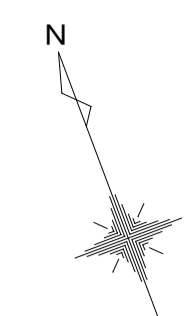
〈注記〉

- ・将来工事の集会所配置範囲及び道路拡幅用地の既設杭は引き抜き処分とする。
- ・その他の既設杭は残置とする。

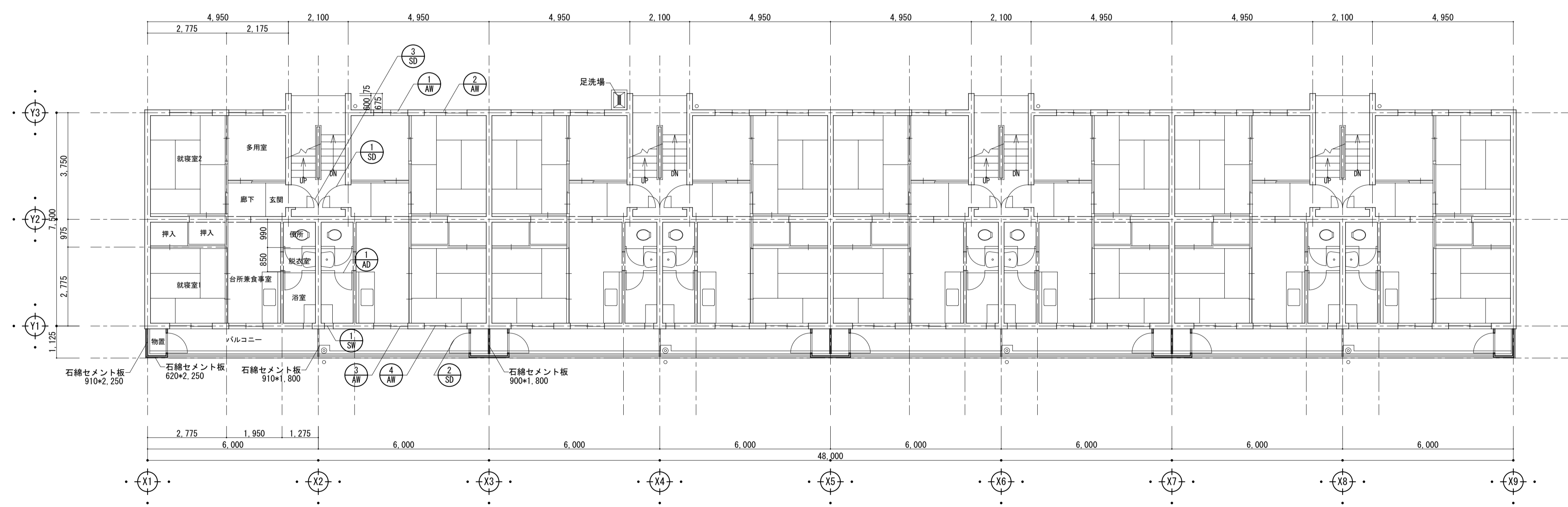
・本図面の残置杭の位置・本数・形状等については、参考とする。

- 既存杭 φ300 現状のまま (コンクリート製)
- ✖ 既存杭 φ300_L=5m_引抜き_処分 (コンクリート製)

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事(第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		既設杭 撤去平面図(3号棟廻り)	縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)	NO. 7
検 図	印 製 図	印 製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



2～4階平面図 S=1:100



1階平面図 S=1:100

凡例

○	建具記号

建具リスト(各住戸共通)

(符号)	種類	W	H	備考
SD-1	鋼製片開きドア	800	1,900	両面フラッシュ
SD-2	鋼製片開きドア	700	1,500	片面フラッシュ
SW-1	鋼製FIX窓	310	1,600	
AD-1	7&M製片開きドア	780	1,800	
AW-1	7&M製引違い窓	1,200	1,300	
AW-2	7&M製引違い窓	1,500	1,300	
AW-3	7&M製引違い窓	1,200	900	
AW-4	7&M製引違い窓	1,500	1,650	
(階段室)				
SD-3	鋼製ドア付パネル	1,920	2,350	片面フラッシュ

外部仕上

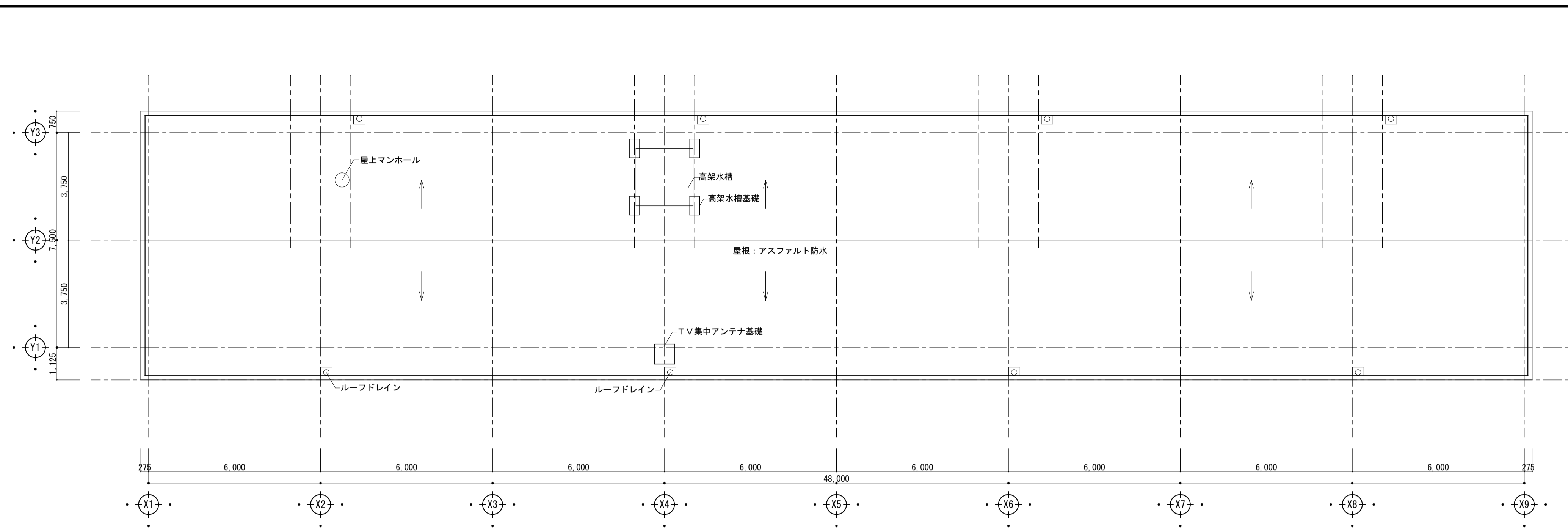
屋根	アスファルト防水
外壁	アクリルリシン
巾木	コンクリート打放

住戸内部仕上

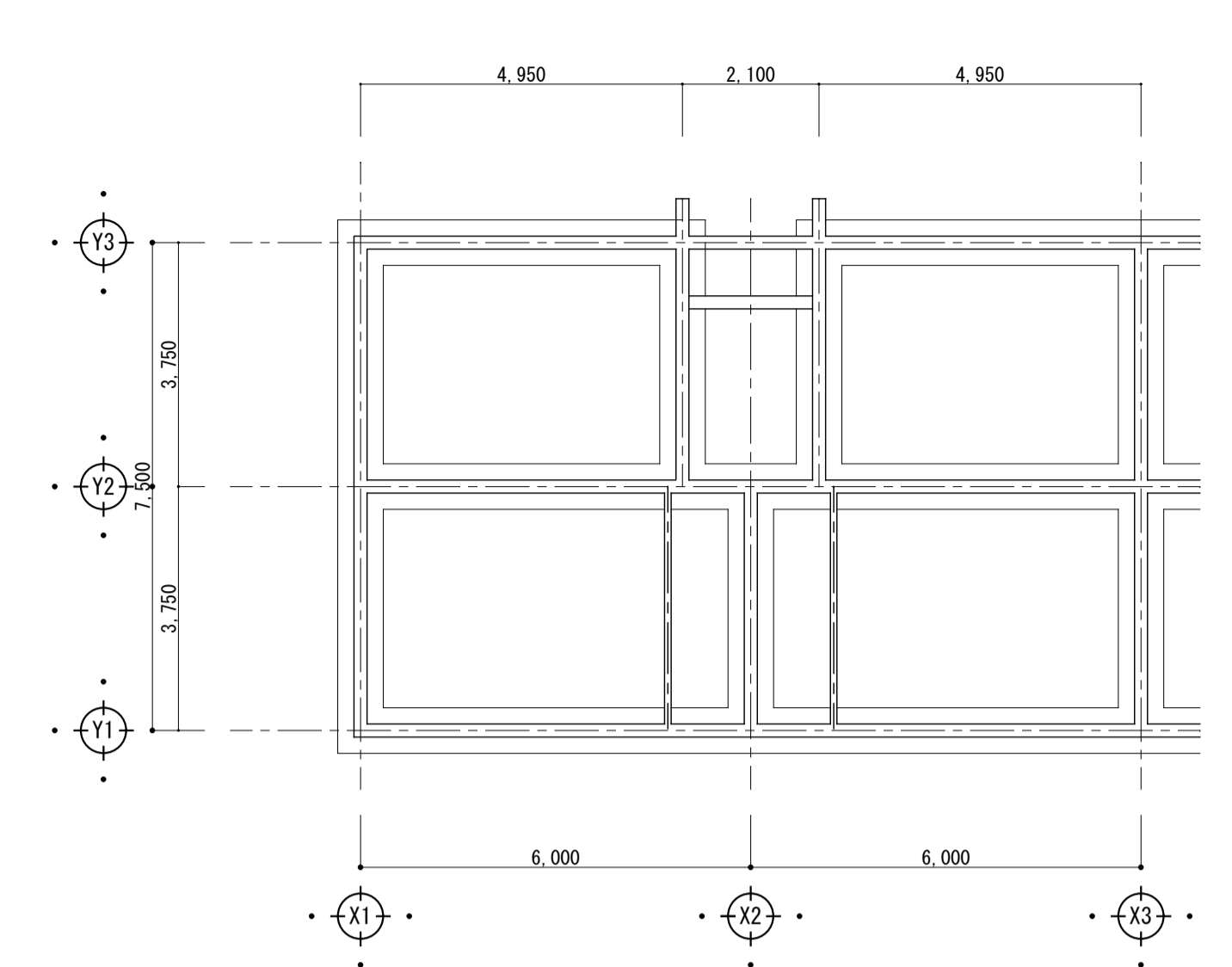
室名	床	壁	天井	備考
就寝室	タタミ敷	合板パネル	※ケイソー電着工法	
多用室	ベニヤフローリング貼	合板パネル	※ケイソー電着工法	
台所兼食事室	ベニヤフローリング貼	合板パネル	※ケイソー電着工法	流し台 水切棚
便所	クッションフロア	VP塗装	※ケイソー電着工法	
浴室	コンクリートあらわし	←	←	
脱衣室	ベニヤフローリング貼	合板パネル	※ケイソー電着工法	
(妻側)		断熱材裏打		
(最上階)		合板パネル		

※ケイソー電着工法
アスベスト含有なし

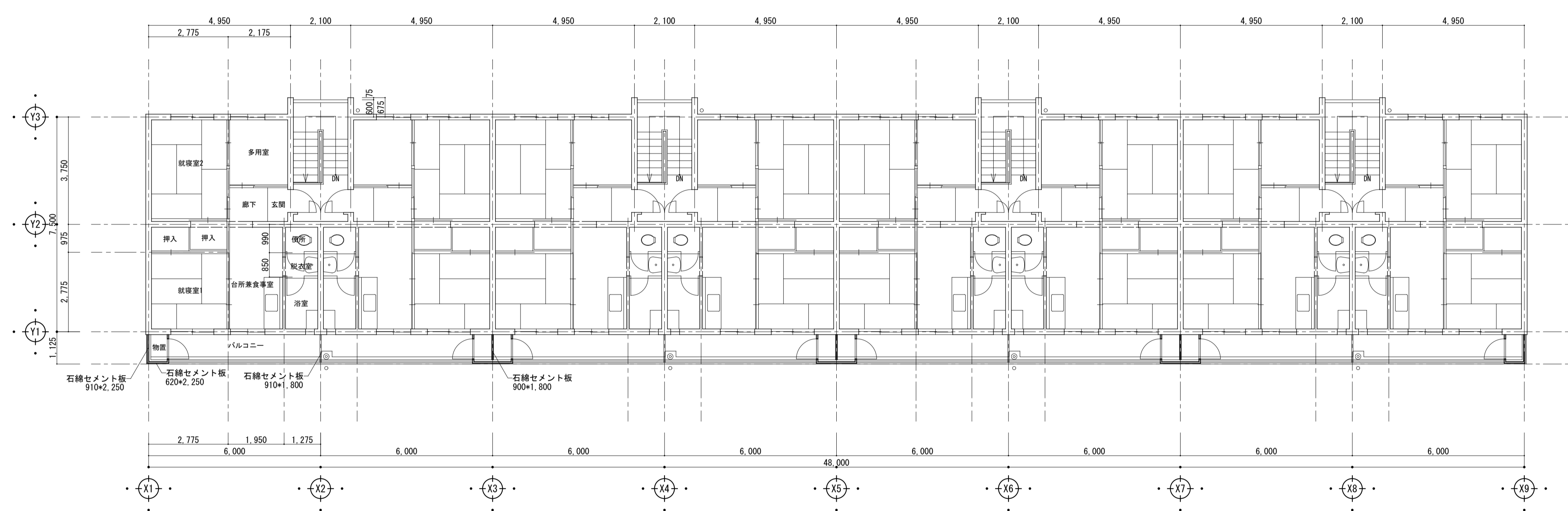
株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅取壊し工事(第3工区)	図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄	撤去建物図(3号棟)平面図(1)	縮尺 S=1:100(A1) S=1:200(A3) NO. 8
検印製印	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



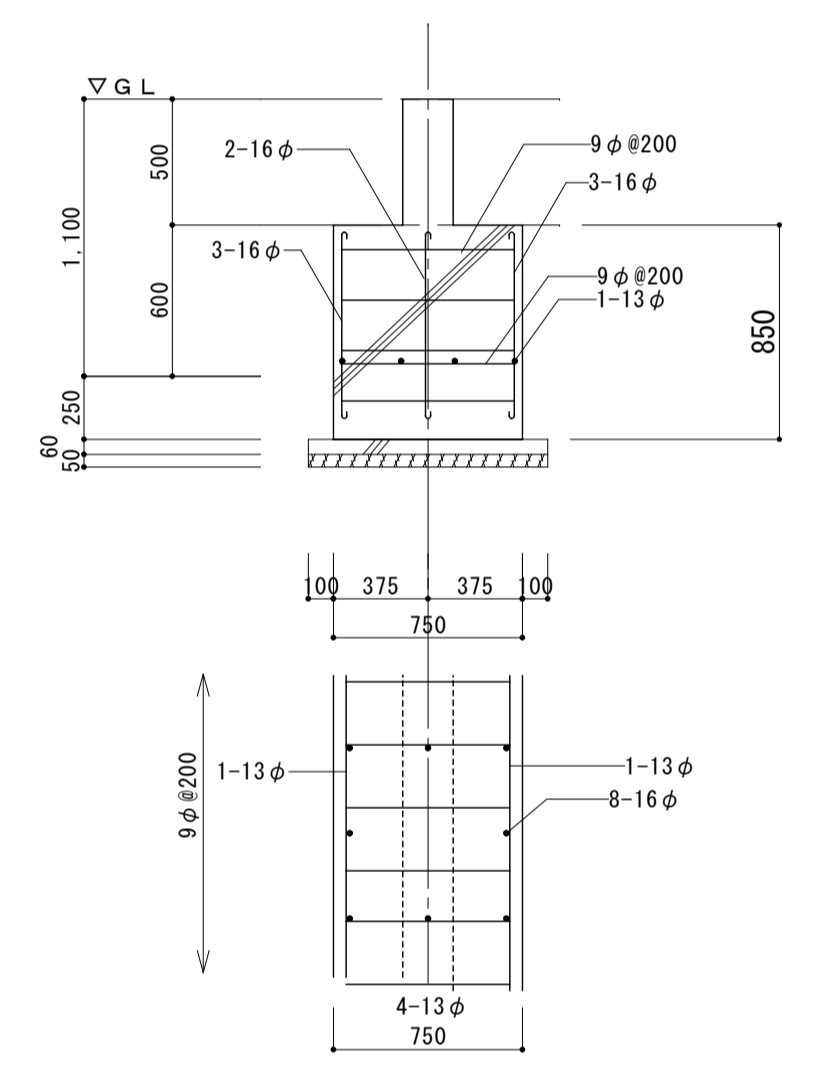
屋根伏図 S=1:100



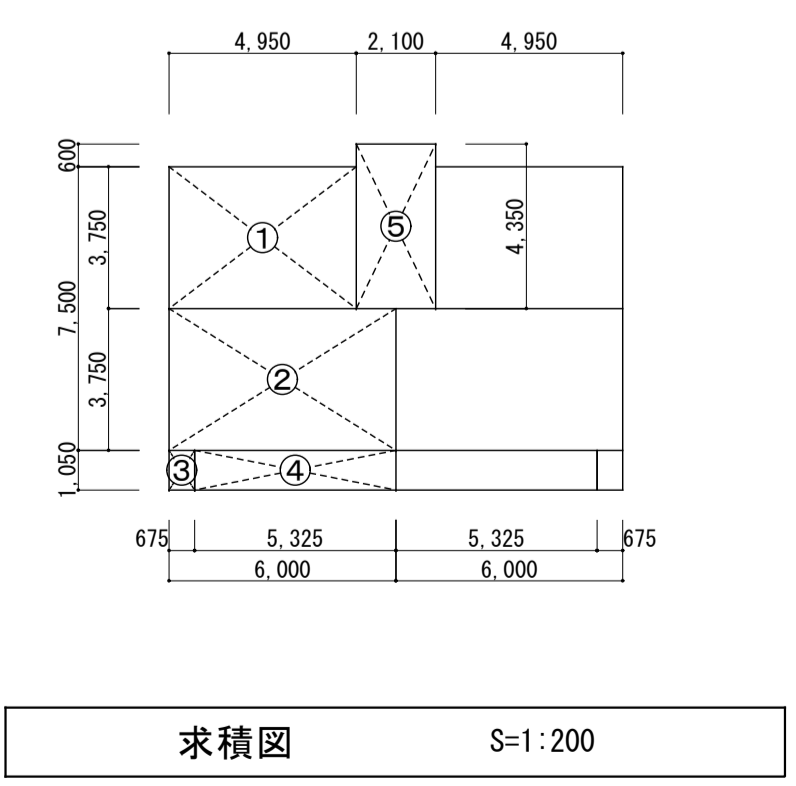
基礎参考伏図 S=1:100



5階平面図 S=1:100



基礎参考詳細図 S=1:30



求積図 S=1:200

求積表				単位: m ²
	符号	計算式	床面積	計
1住戸あたり 住居専用部分	①	3.750 × 4.950	18.56250	41.77
	②	3.750 × 6.000	22.50000	
	③	1.050 × 0.675	0.70875	
	④	1.050 × 5.325	5.59125	
	⑤	4.350 × 2.100	9.13500	
階段部分1箇所あたり				9.14
1棟あたり面積				単位: m ²
居住部分	41.77 × 40		1,670.80	
バルコニー	5.59 × 40		223.60	
階段部分	9.14 × 20		182.80	
合計			2,077.20	
床面積				単位: m ²
居住部分	41.77 × 40		1,670.80	
階段部分	9.14 × 20		182.80	
合計			1,853.60	

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (3号棟) 平面図 (2)	縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	NO. 9
検 図	印 製	印 製	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課

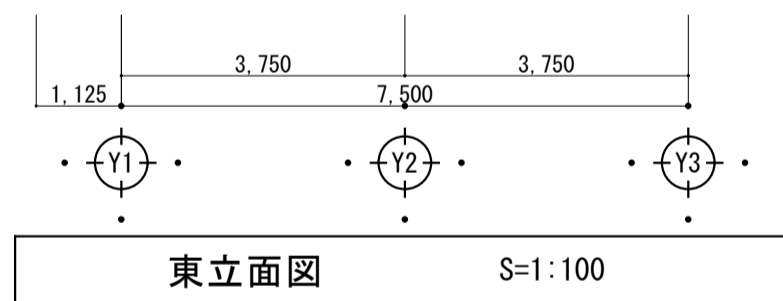
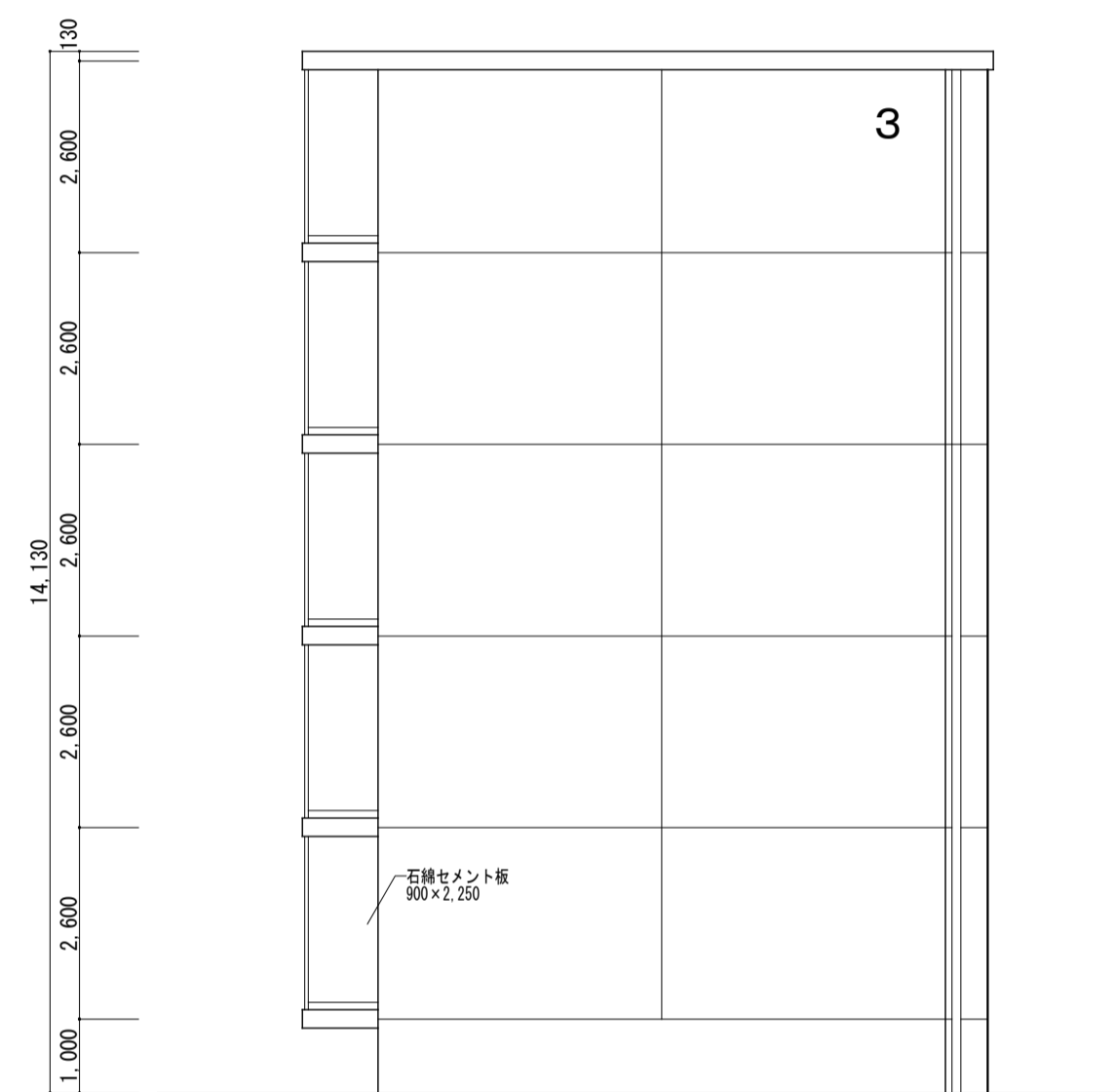


南立面図 S=1:100

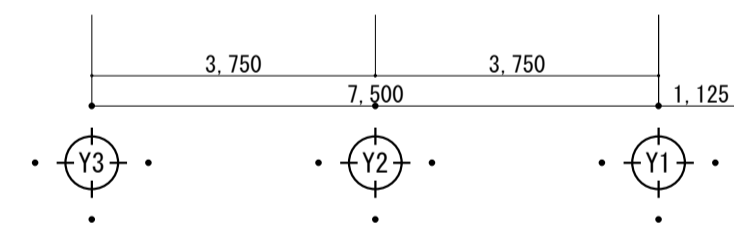
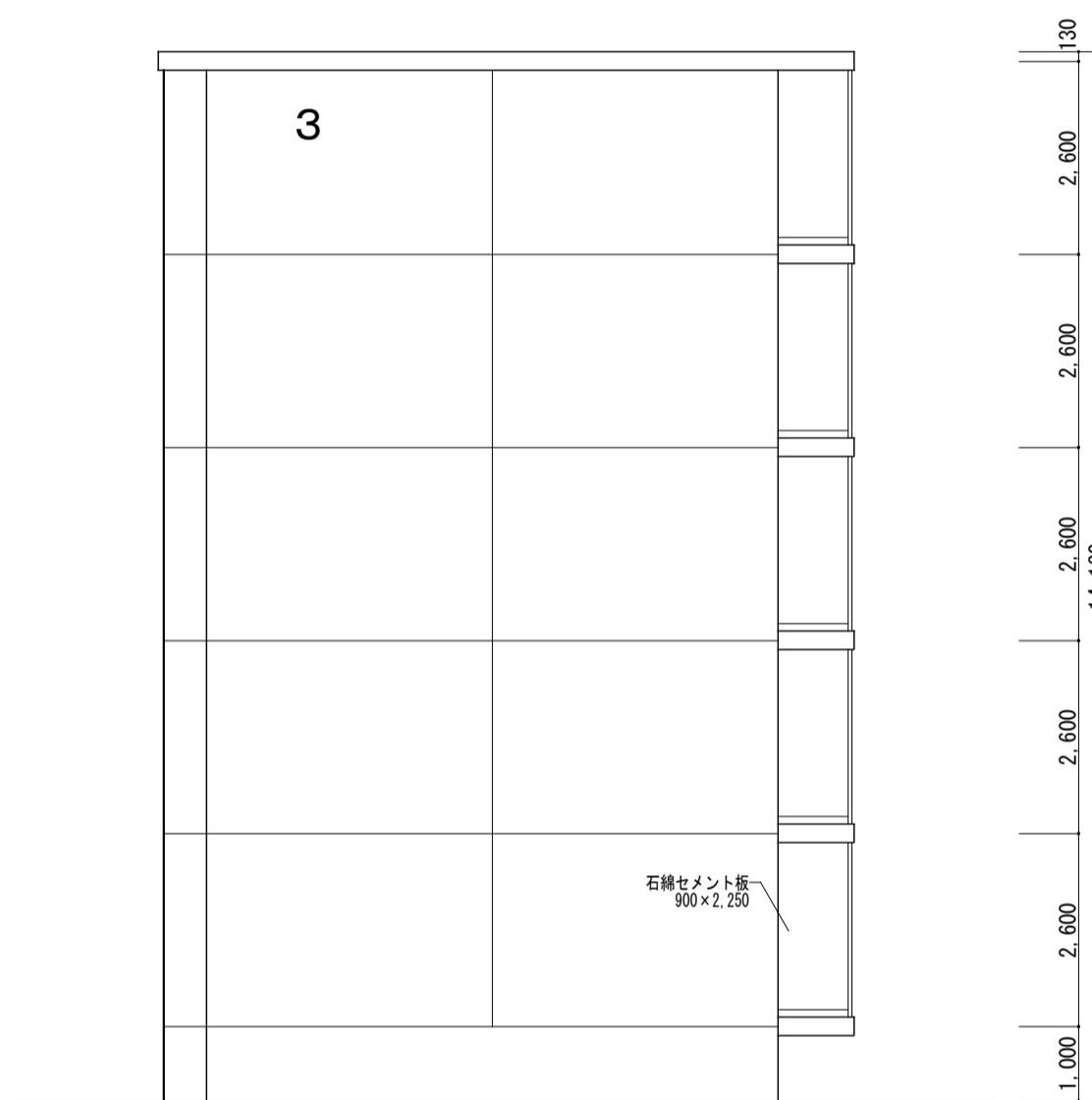


北立面図 S=1:100

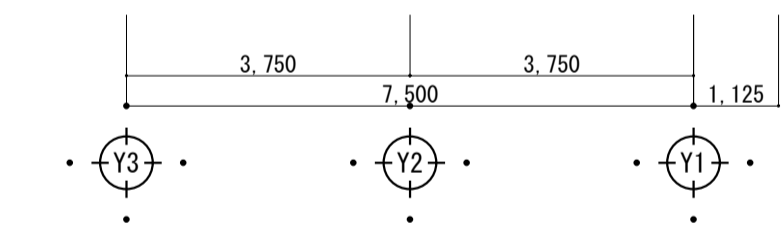
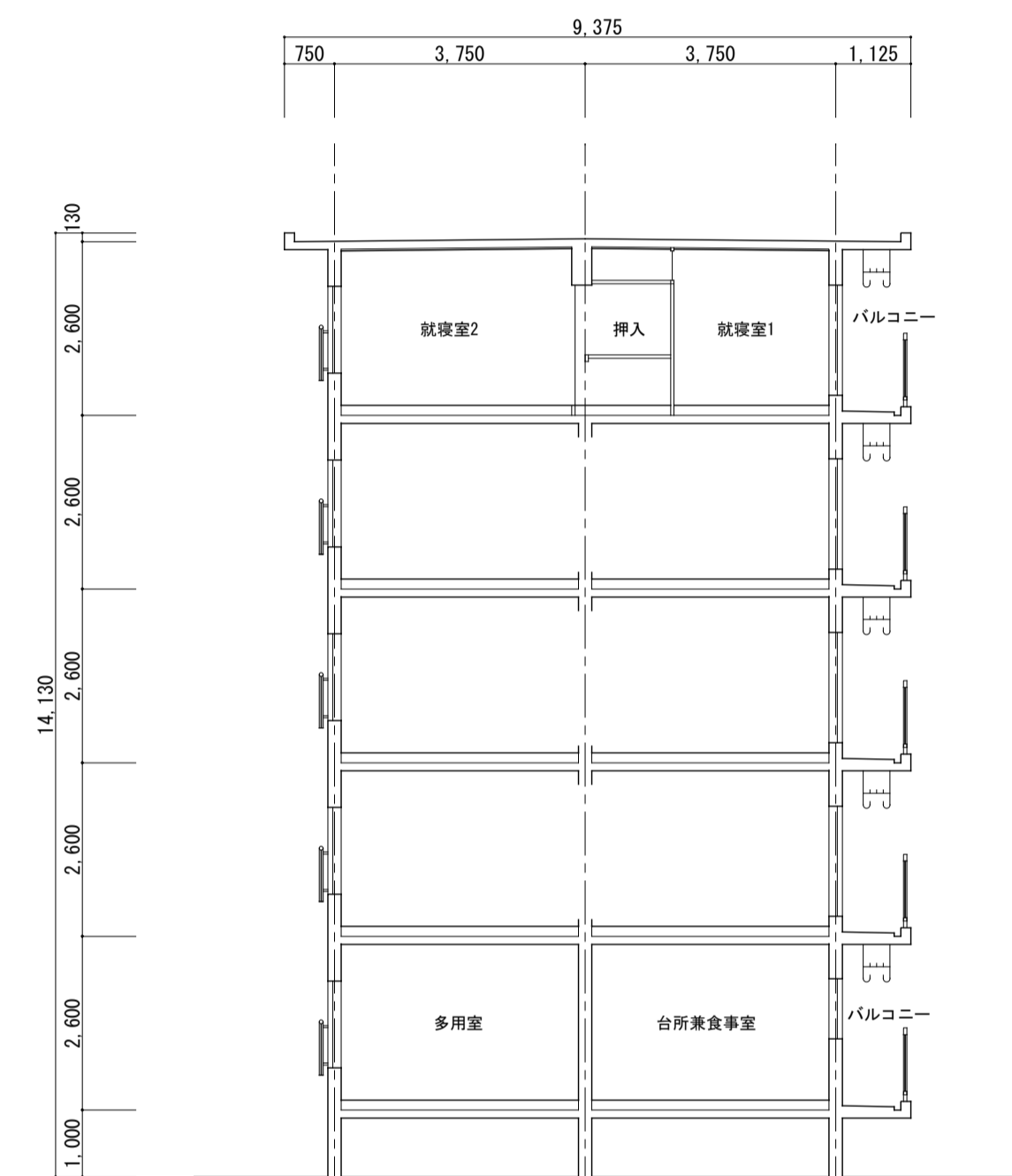
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (3号棟) 立面図 (1)	縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	NO. 10
検 図	製 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



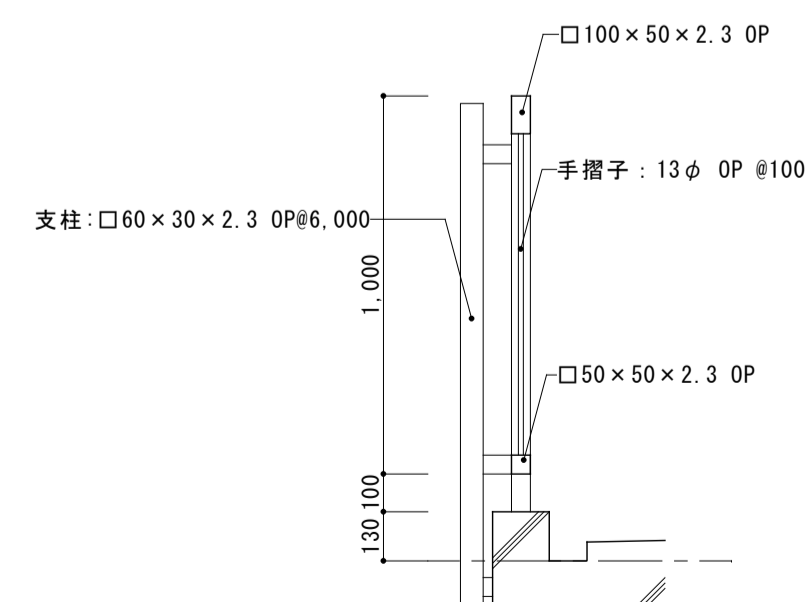
東立面図 S=1:100



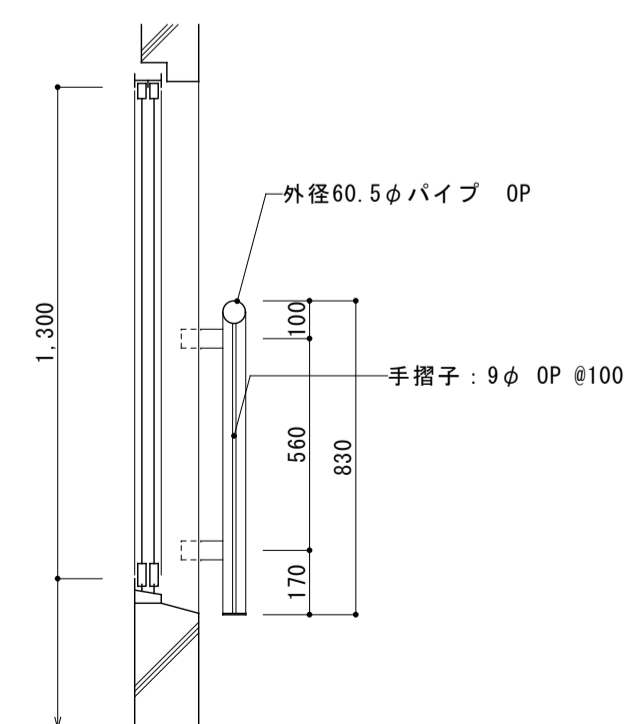
西立面図 S=1:100



断面図 S=1:100

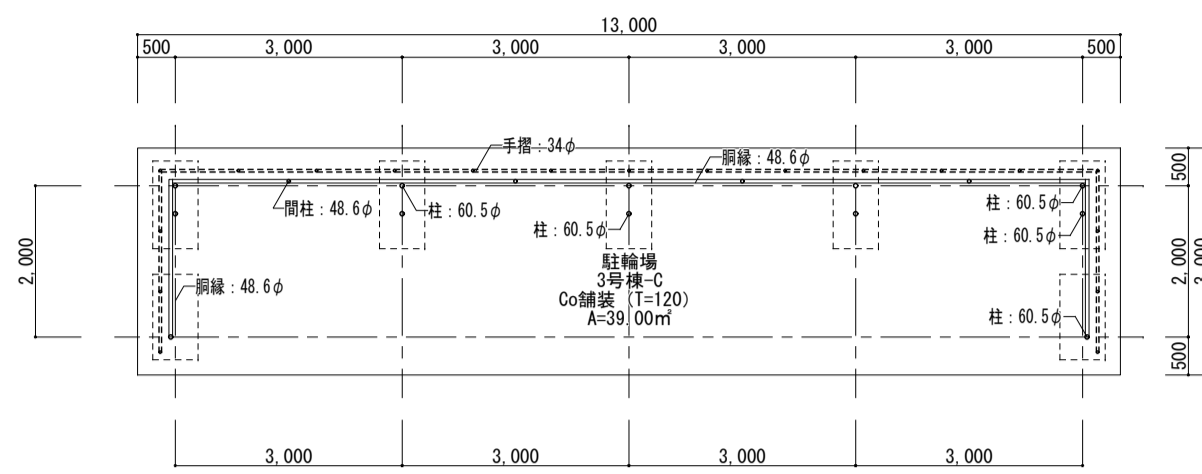


H鋼製手摺詳細図 1/20

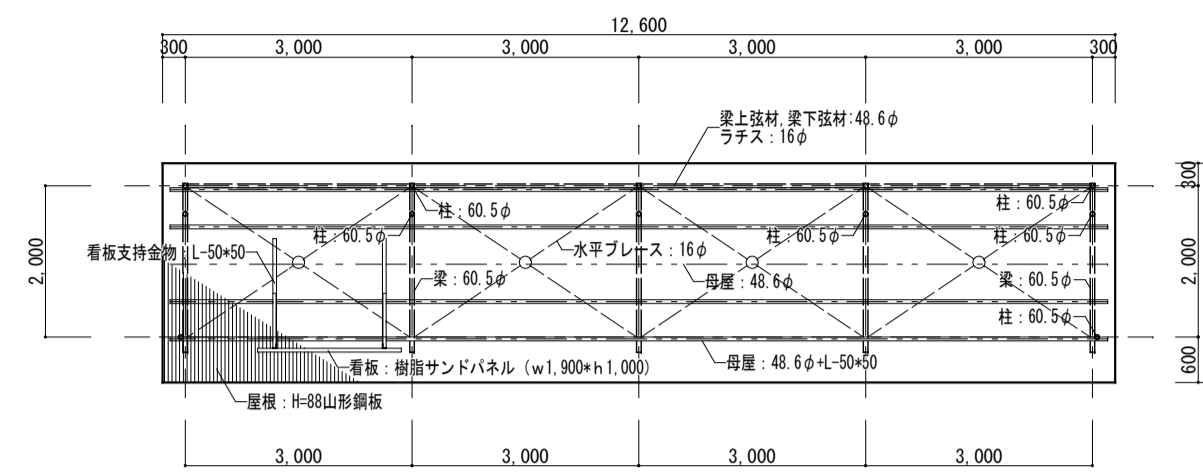


Y3通り鋼製手摺詳細図 1/20

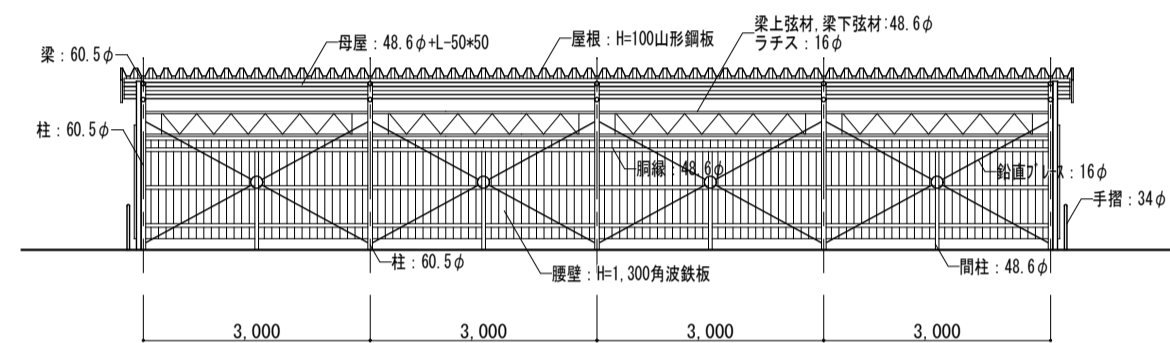
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (3号棟) 立面図(2)・断面図		縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)
検 図	印 製 図	印 製 図	設 計 H29年2月	NO. 11
愛知県建設部建築局公営住宅課				



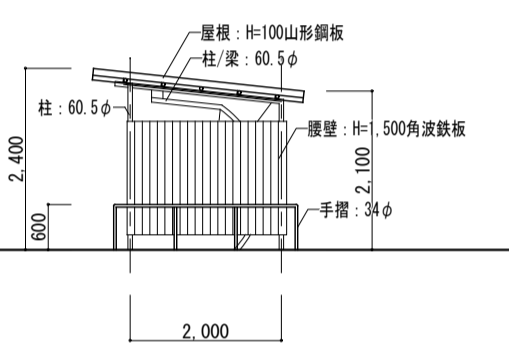
平面図



平面図

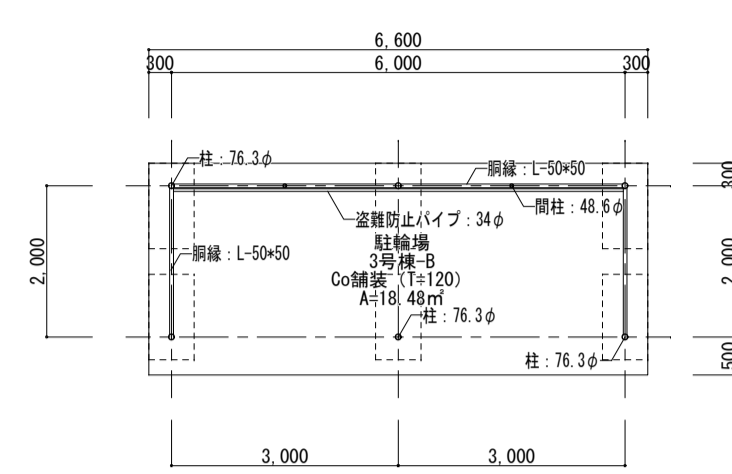


正面図

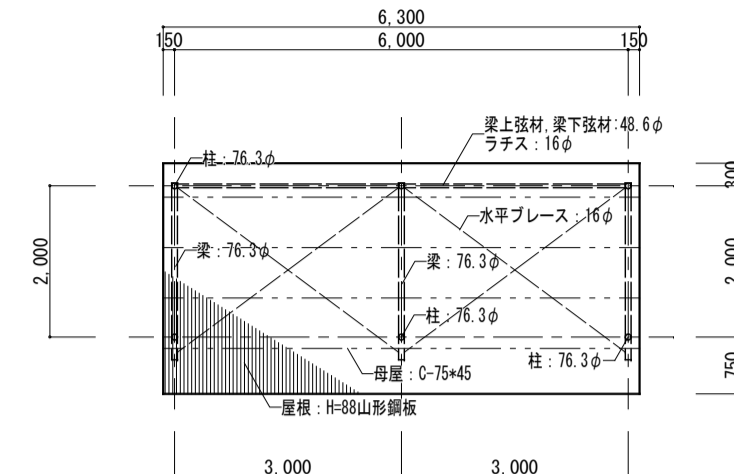


側面図

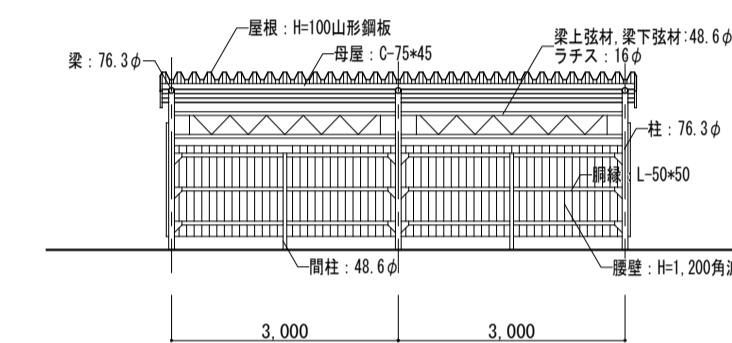
自転車置き場1 撤去図 S=1:100



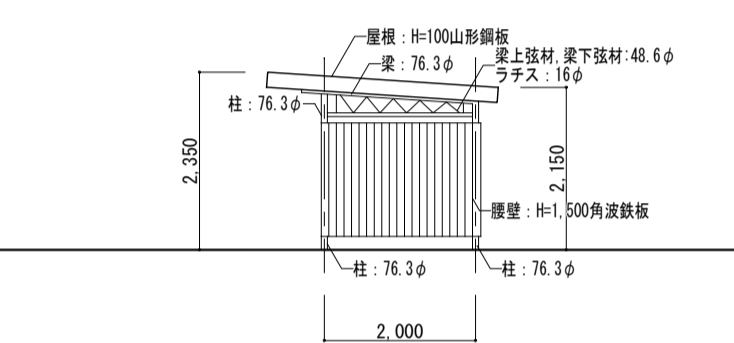
平面図



平面図

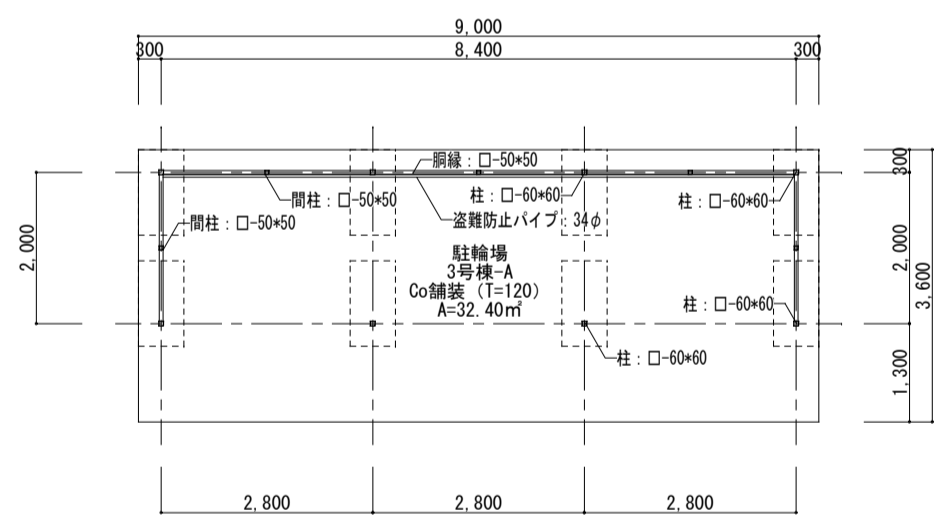


正面図

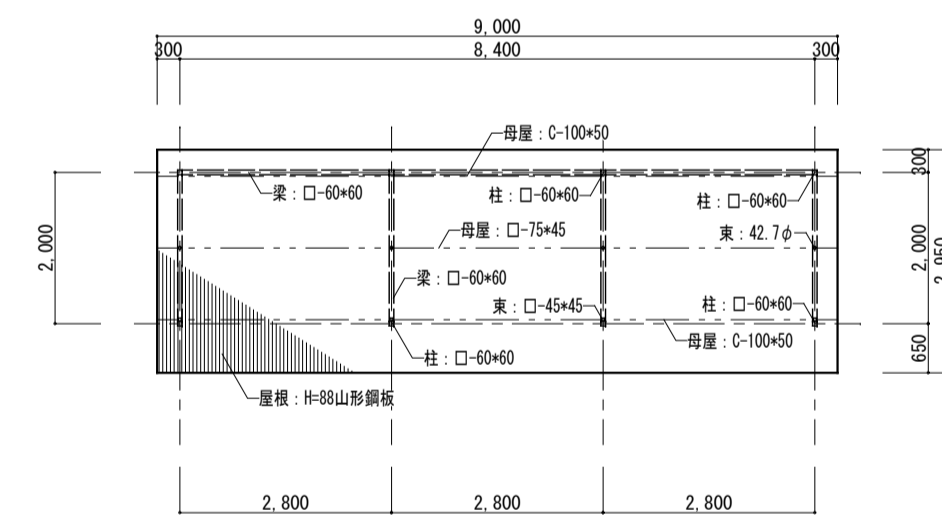


側面図

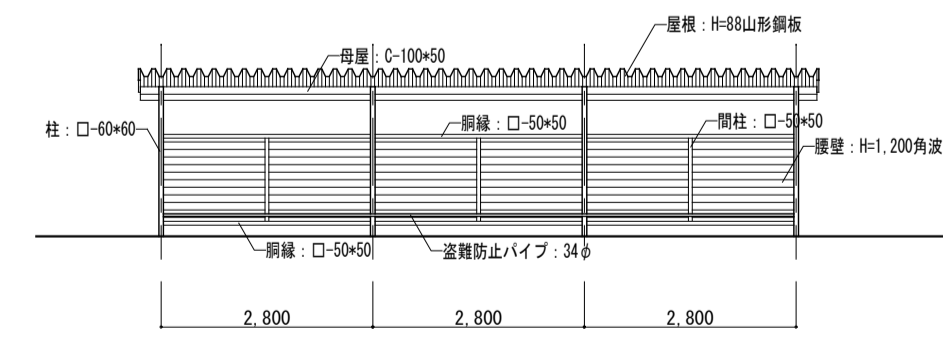
自転車置き場2 撤去図 S=1:100



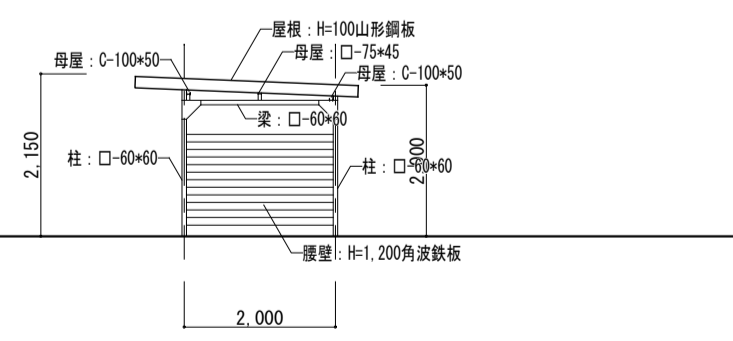
平面図



平面図



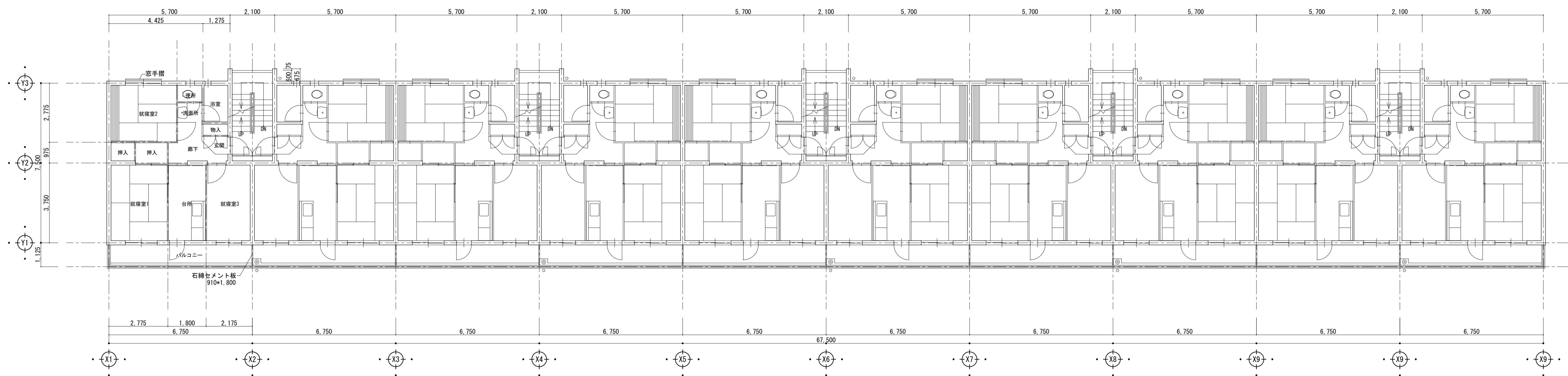
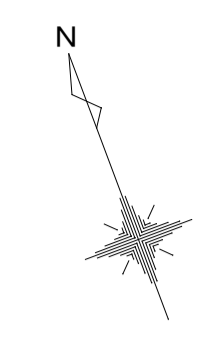
正面図



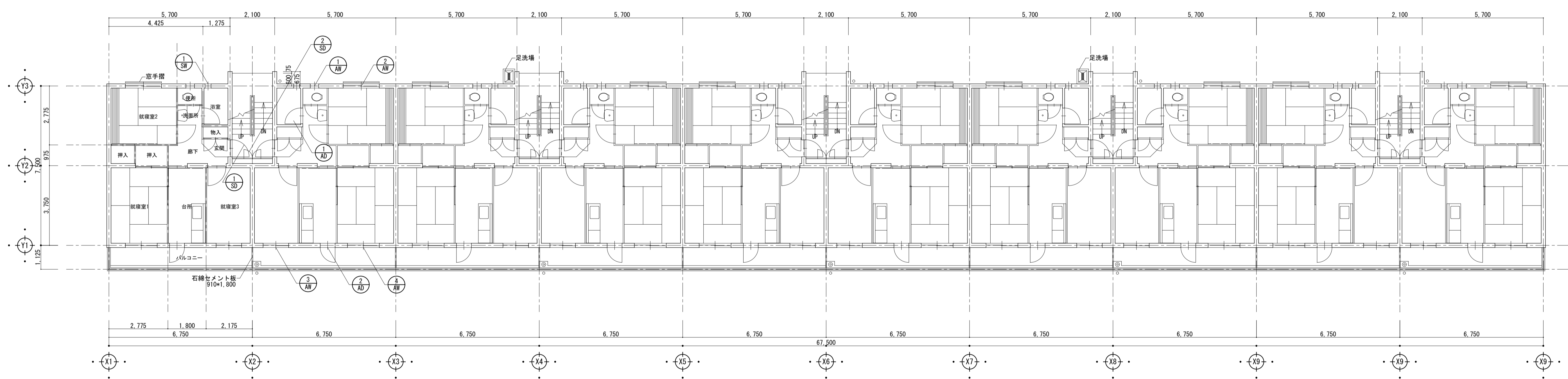
側面図

自転車置き場3 撤去図 S=1:100

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (3号棟自転車置き場)	縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	NO. 12
検 図	製 図	印 製	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



2～4階平面図 S=1:100



1階平面図 S=1:100

凡例	
○	建具記号

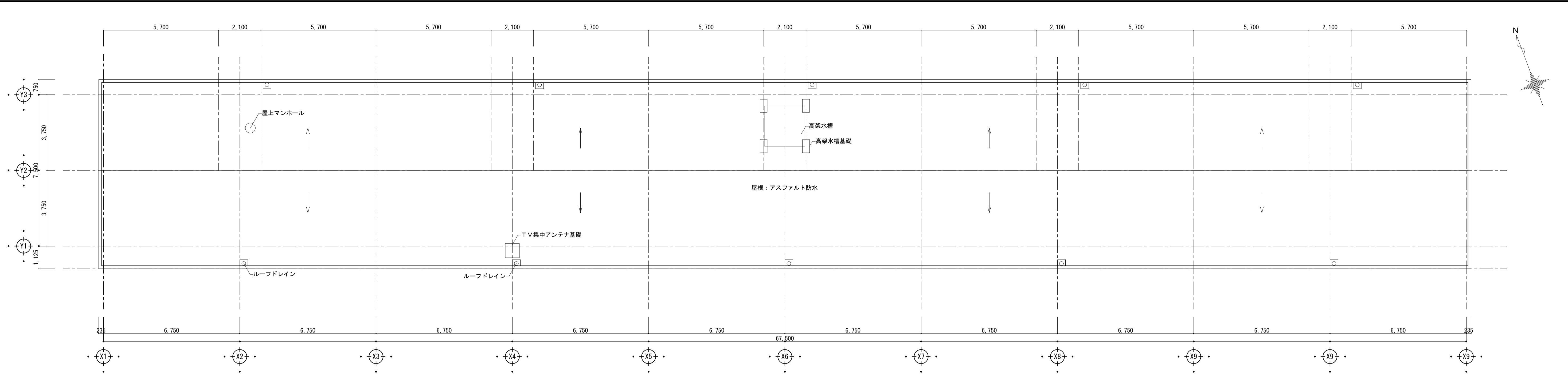
建具リスト(各住戸共通)				
(符号)	種類	W	H	備考
SD-1	鋼製片開きドア	800	1,900	両面フラッシュ
SW-1	鋼製FIX窓	280	1,100	
AD-1	7&M製片開きドア	700	1,650	
AD-2	7&M製片開きドア	700	1,650	
AW-1	7&M製打倒し窓	400	600	
AW-2	7&M製引違い窓	1,700	1,350	
AW-3	7&M製引違い窓	1,200	1,300	
AW-4	7&M製引違い窓	1,500	1,650	
(階段室)				
SD-2	鋼製ドア付パネル	1,920	2,350	片面フラッシュ

外部仕上	
屋根	アスファルト防水
外壁	アクリルリシン
巾木	コンクリート打放

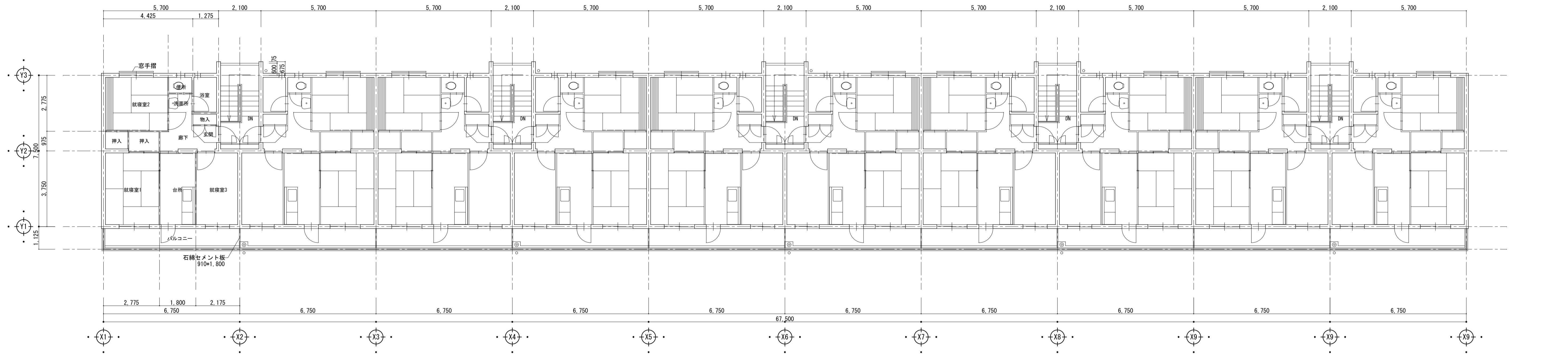
住戸内部仕上				
室名	床	壁	天井	備考
就寝室1	タタミ敷	合板パネル	※ケイソー電着工法	
就寝室2	タタミ敷一部、板張	合板パネル	※ケイソー電着工法	
就寝室3	クッションフロア	合板パネル	※ケイソー電着工法	
台所	クッションフロア	合板パネル	※ケイソー電着工法	流し台 水切棚
便所	コンクリート金網押え	V.P塗装	※ケイソー電着工法	
浴室	コンクリート金網押え	—	←	
脱衣室	クッションフロア	合板パネル	※ケイソー電着工法	
廊下	クッションフロア	合板パネル	※ケイソー電着工法	
(妻側)		断熱材裏打合板パネル		
(最上階)			化粧断熱材直貼	

※ケイソー電着工法
アスベスト含有なし

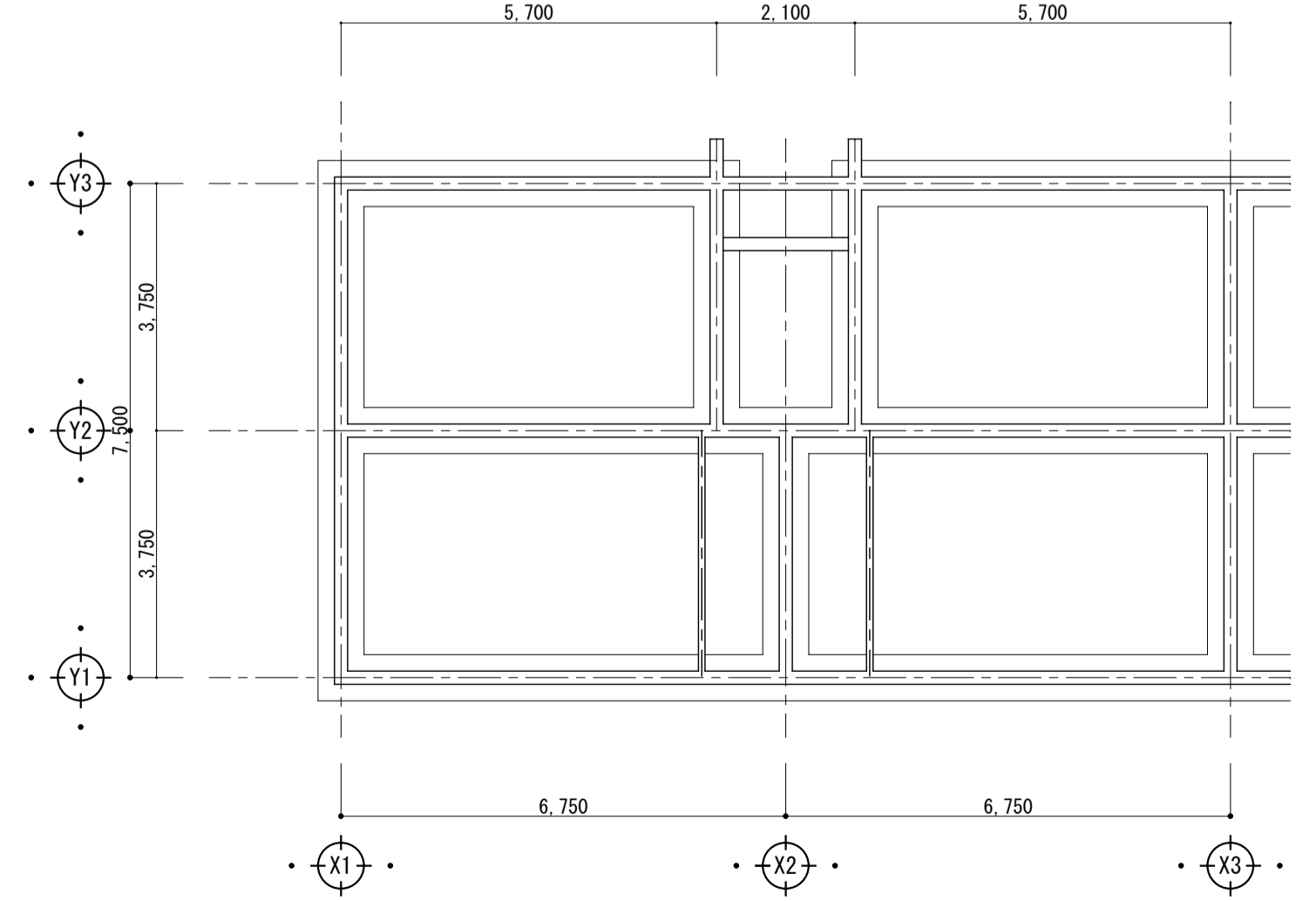
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事(第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図(8号棟) 平面図(1)	縮尺 S=1:100(A1) S=1:200(A3)	NO. 13
検 図	印 製	印 製	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課
			H29年2月	



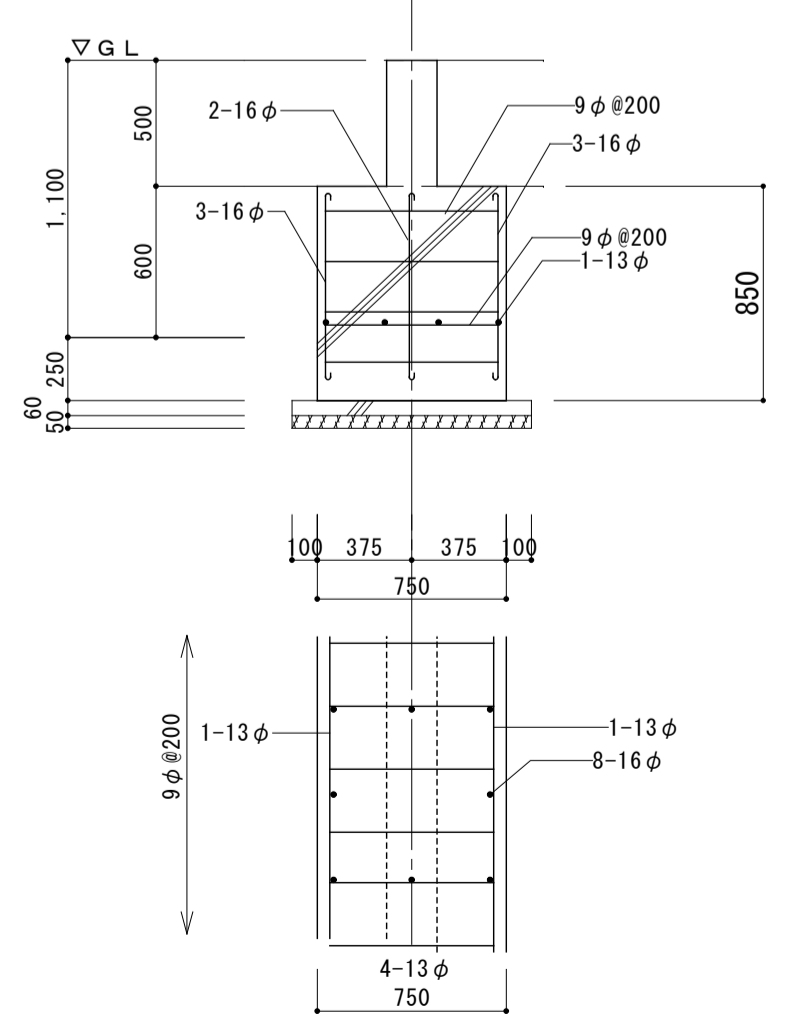
屋根伏図 S=1:100



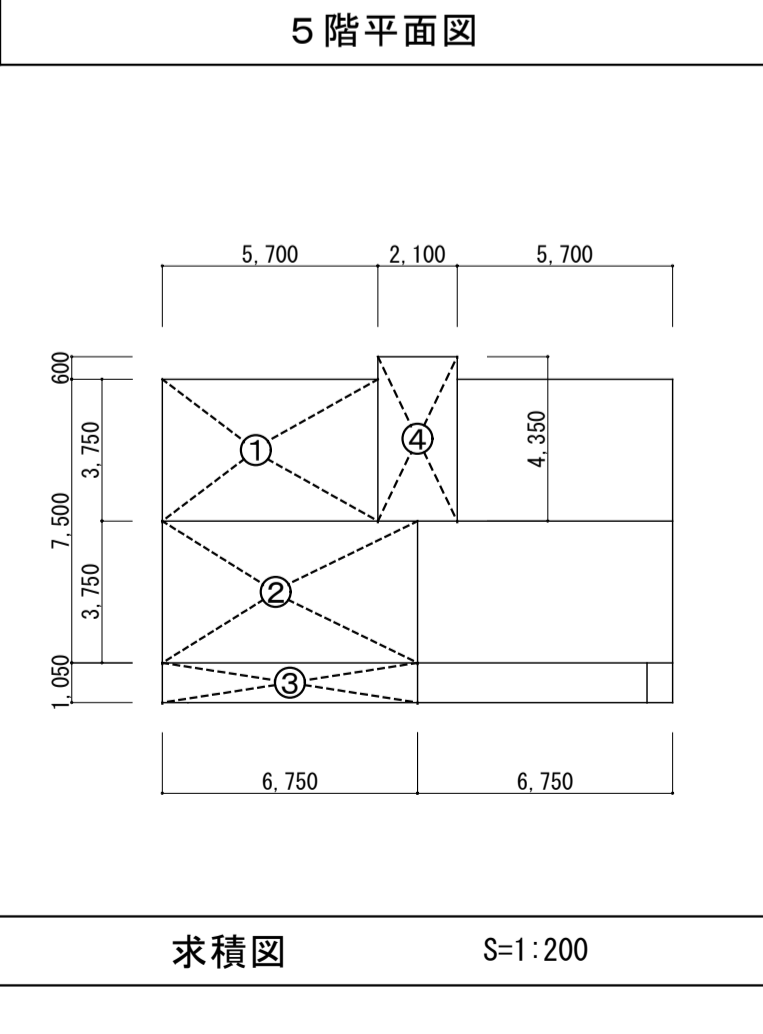
5階平面図 S=1:100



基礎参考伏図 S=1:100



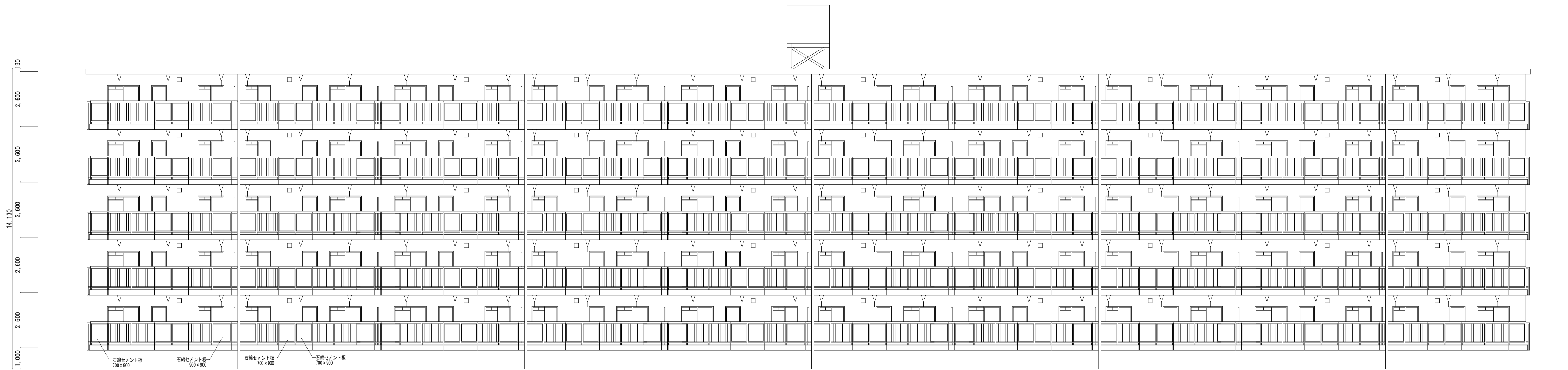
基礎参考詳細図 S=1:30



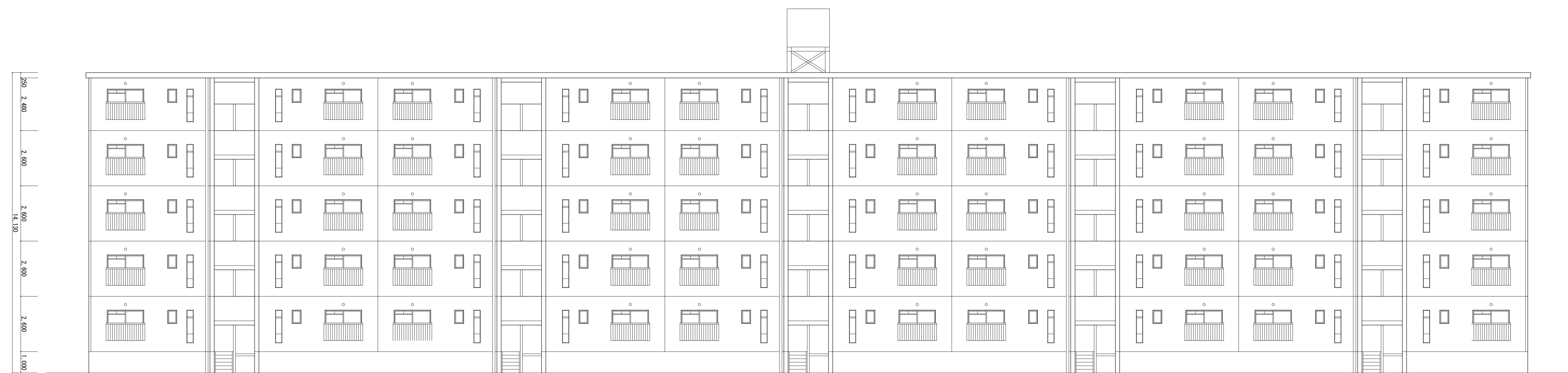
求積図 S=1:200

求積表				単位: m ²	
符号	計算式	床面積	計		
1住戸あたり 住居専用部分	① 3.750 × 5.700	21.37500	46.69		
	② 3.750 × 6.750	25.31250			
バルコニー	③ 1.050 × 6.750	7.08750	7.09		
階段部分1箇所あたり	④ 4.350 × 2.100	9.13500	9.14		
1棟あたり面積				単位: m ²	
居居部分	46.69 × 50	2,334.50			
バルコニー	7.09 × 50	354.50			
階段部分	9.14 × 25	228.50			
合計		2,917.50			
床面積				単位: m ²	
居居部分	46.69 × 50	2,334.50			
階段部分	9.14 × 25	228.50			
合計		2,563.00			

株式会社 河合建築設計事務所		初次住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (8号棟) 平面図 (2)	縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	NO. 14
検 図	印 製	印 製	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課

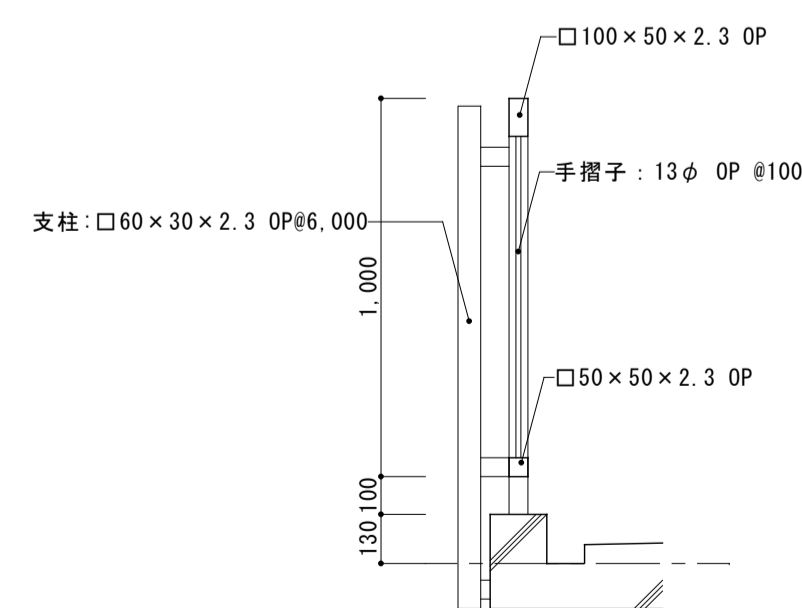
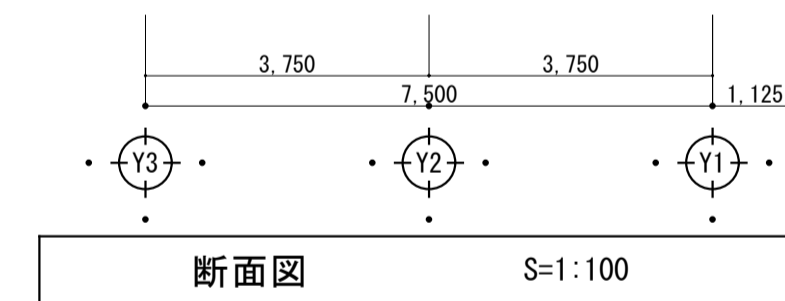
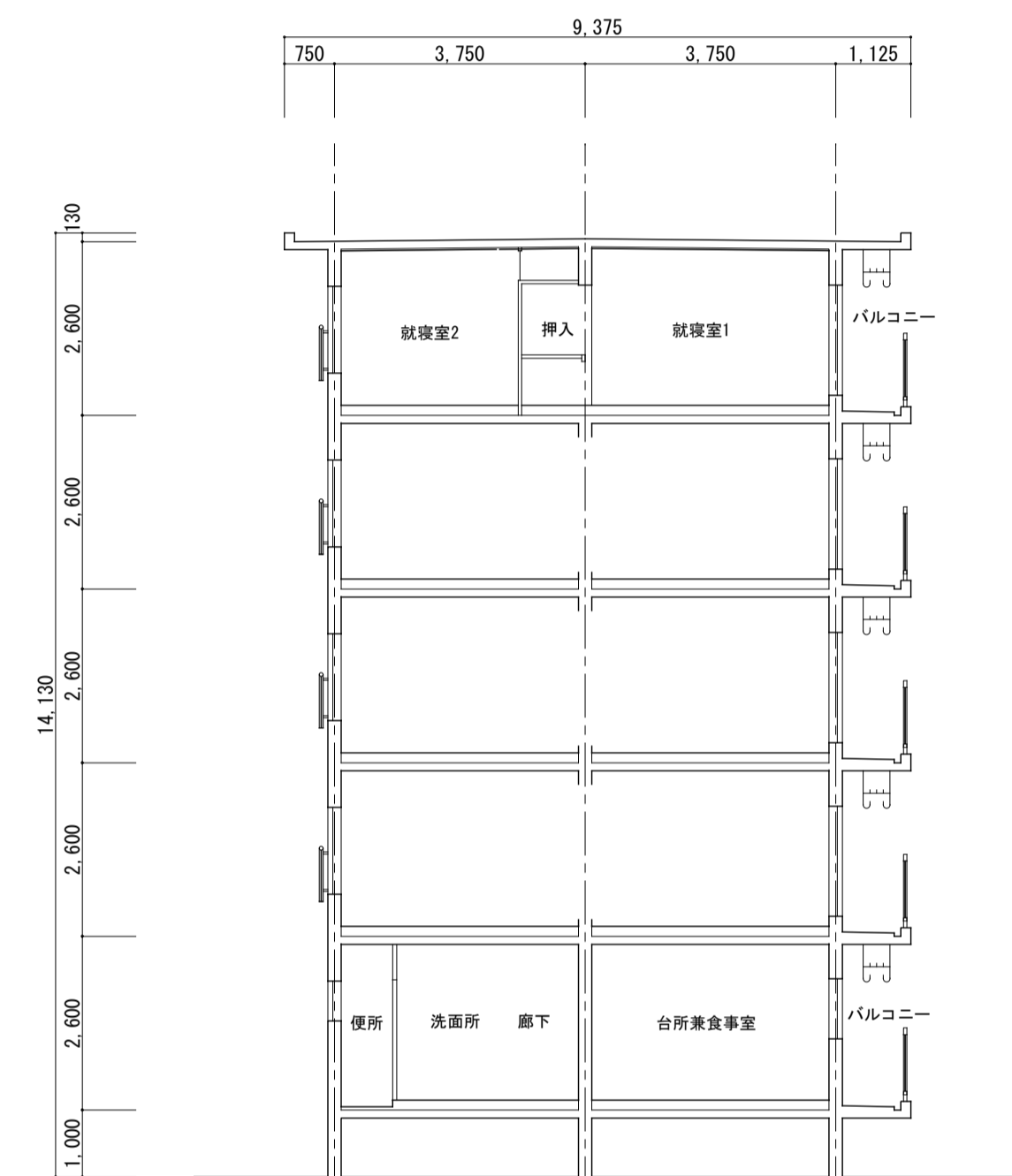
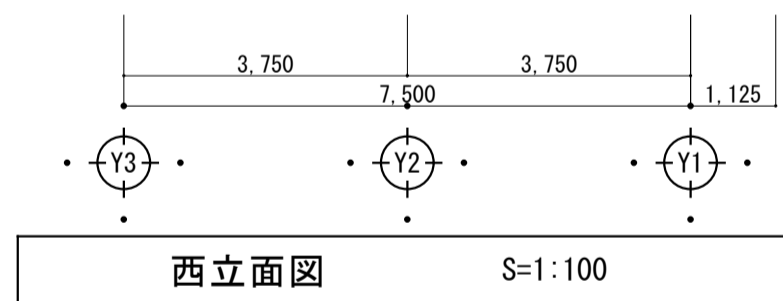
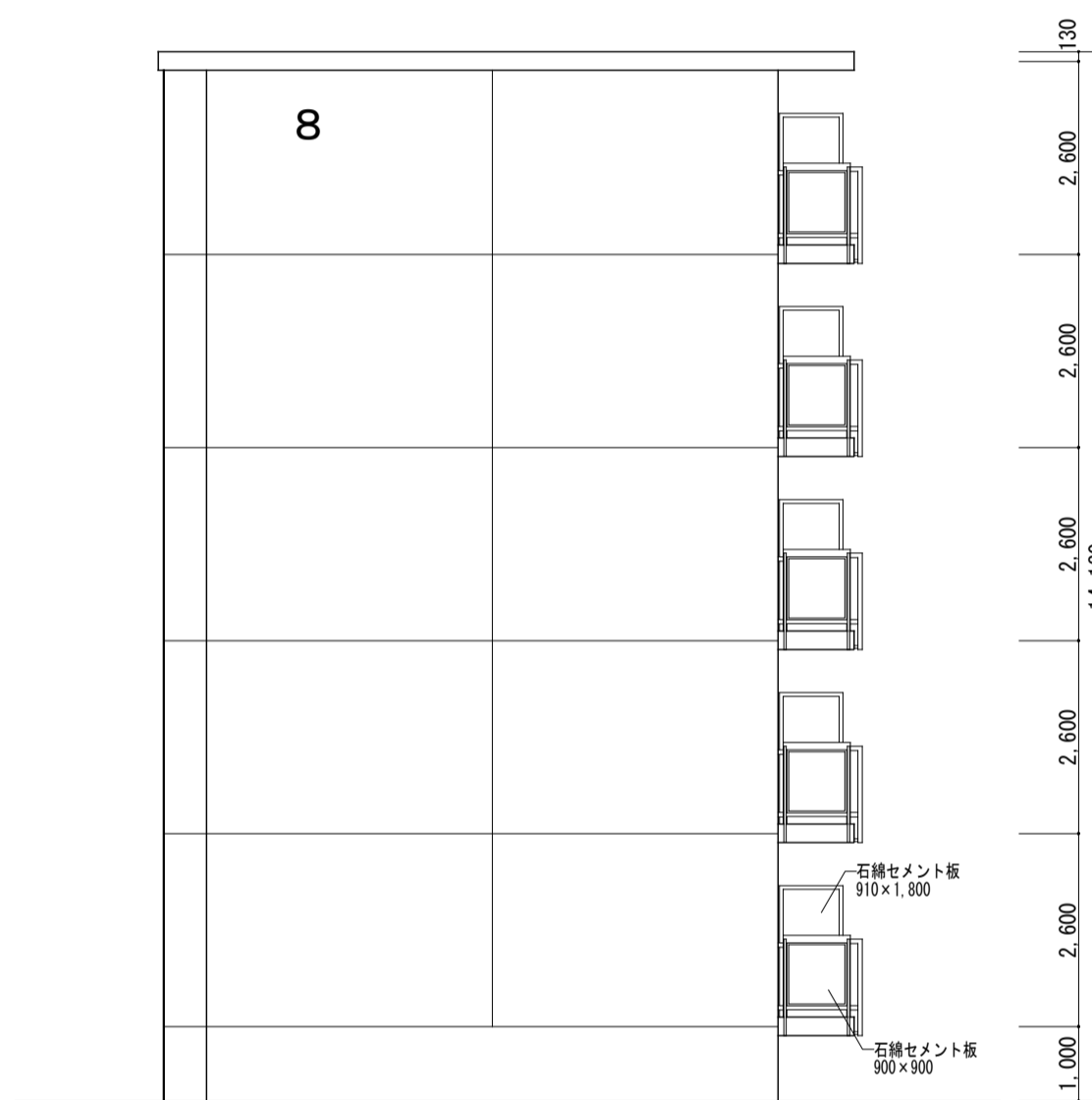
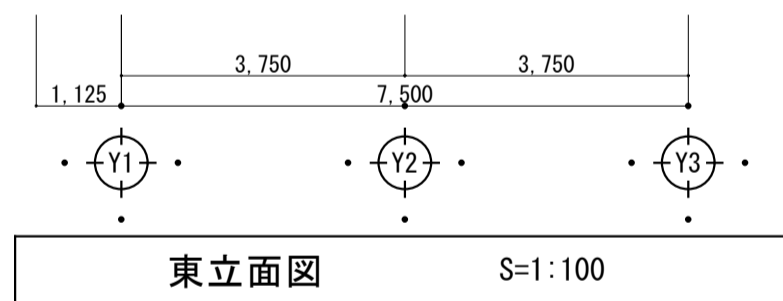
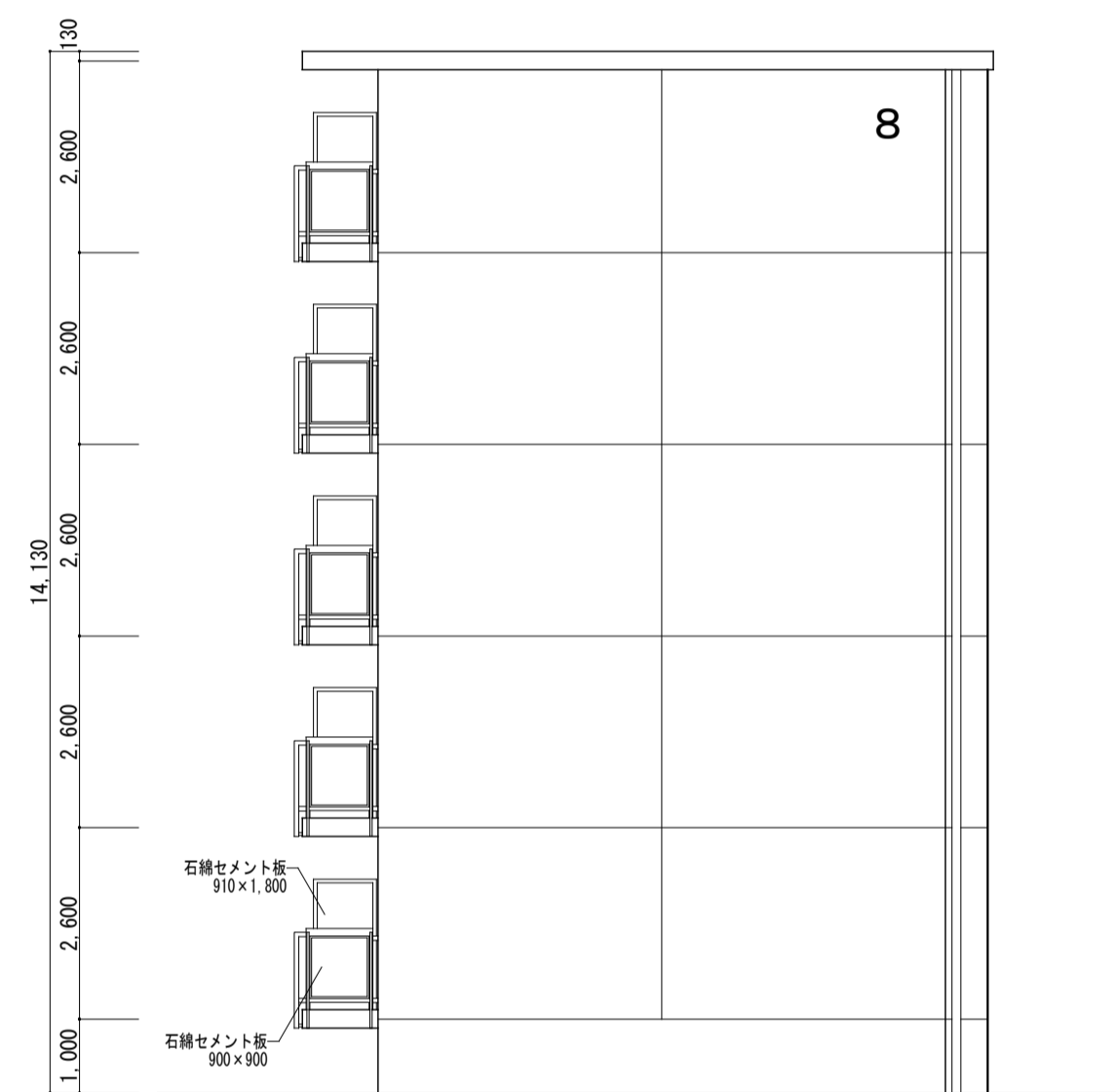


南立面図 S=1:100

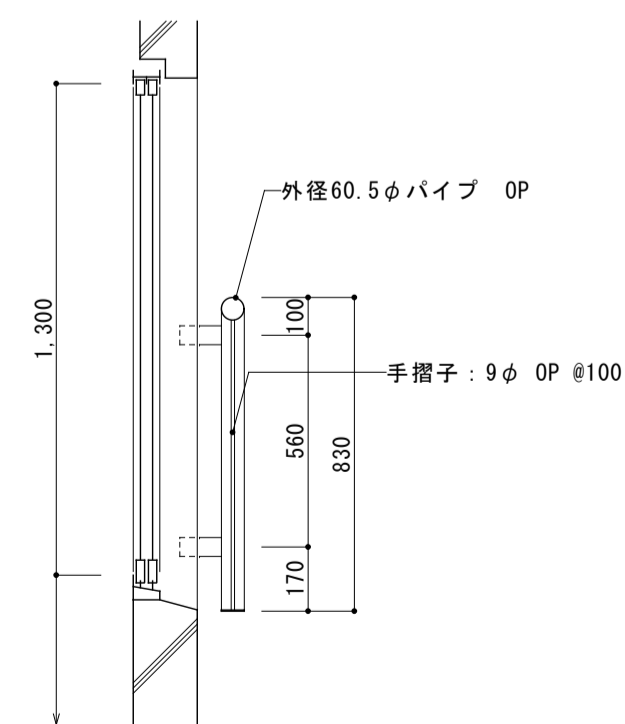


北立面図 S=1:100

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (8号棟) 立面図 (1)	縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	NO. 15
検 図	製 図	印	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課

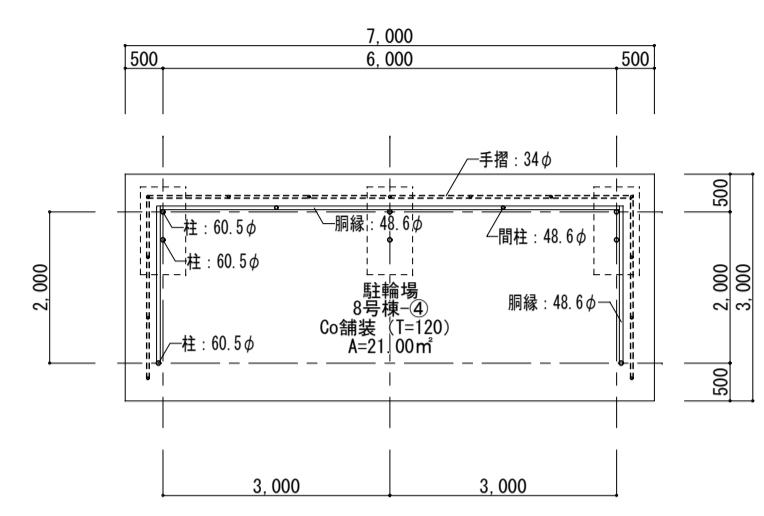


バルコニー鋼製手摺詳細図 1/20

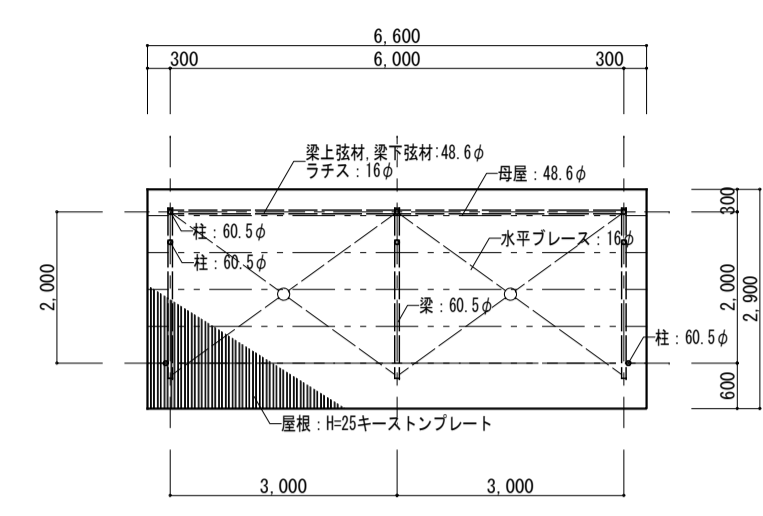


Y3通り鋼製手摺詳細図 1/20

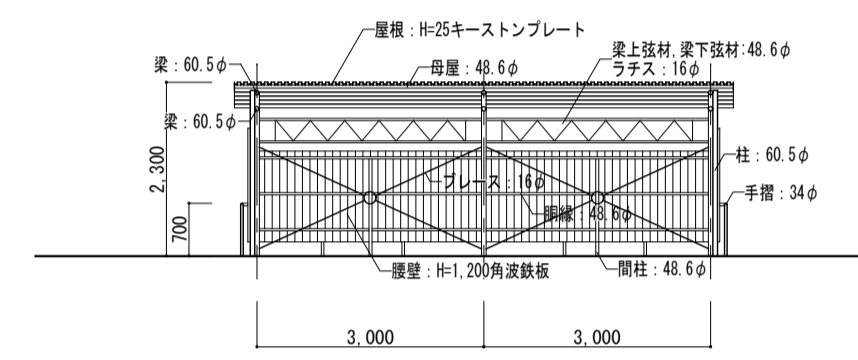
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (8号棟) 立面図(2)・断面図		縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)
検 図	製 図	製 図	設 計 H29年2月	NO. 16
愛知県建設部建築局公営住宅課				



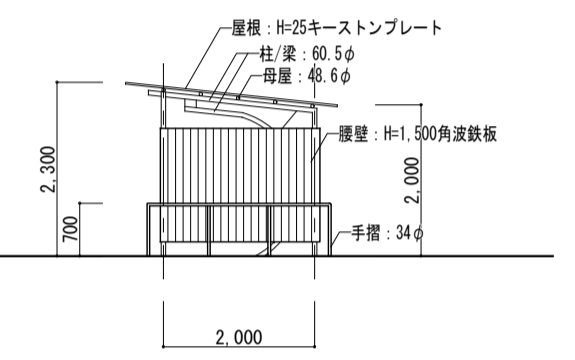
平面図



平面図

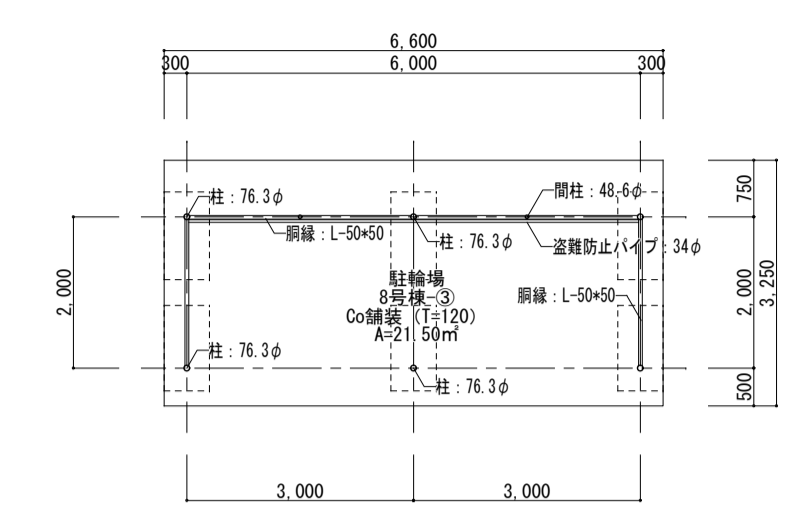


正面図

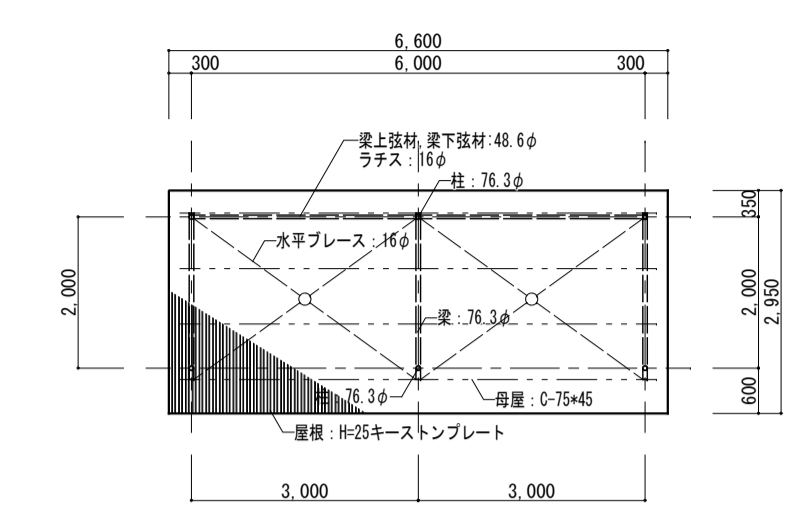


側面図

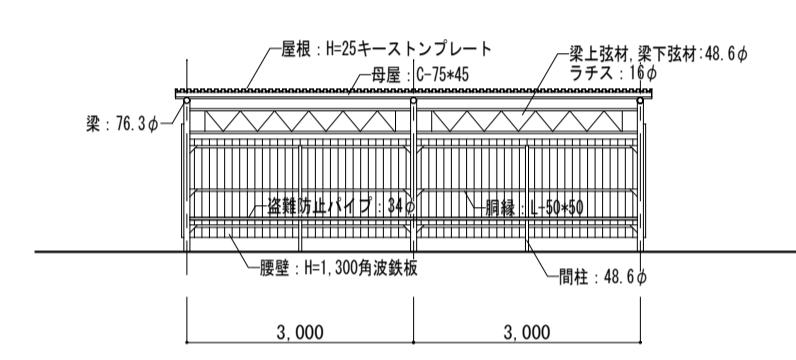
自転車置き場 4 撤去図 S=1:100



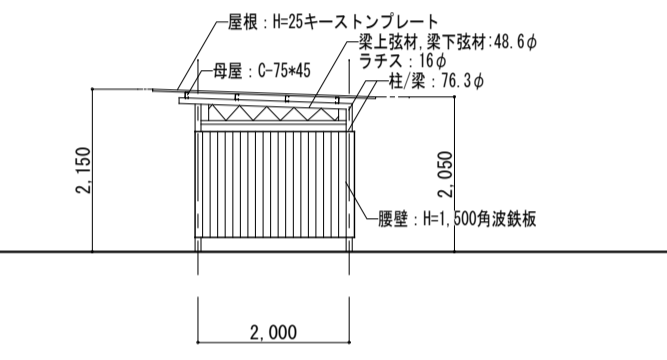
平面図



平面図

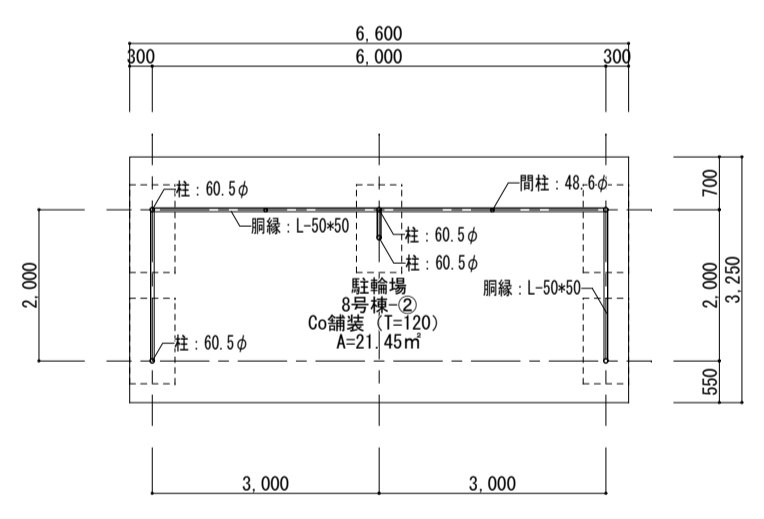


正面図

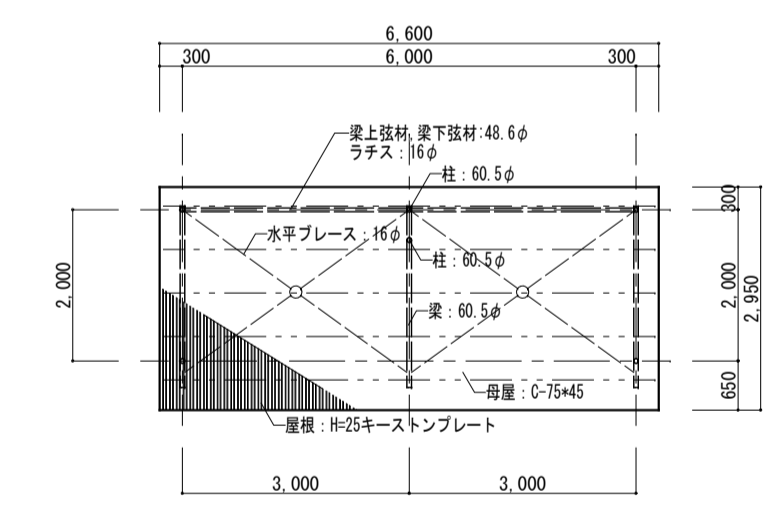


側面図

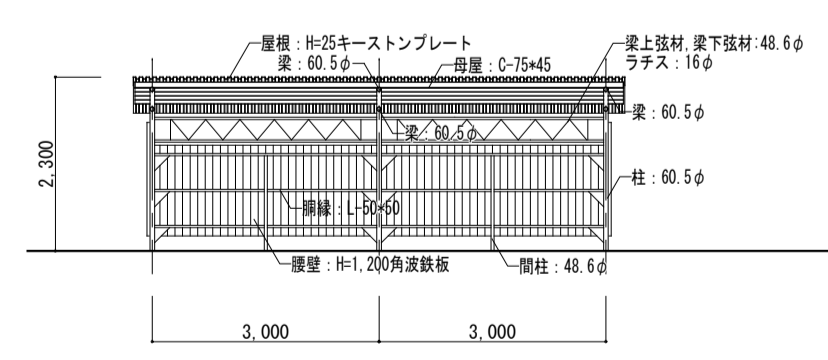
自転車置き場 5 撤去図 S=1:100



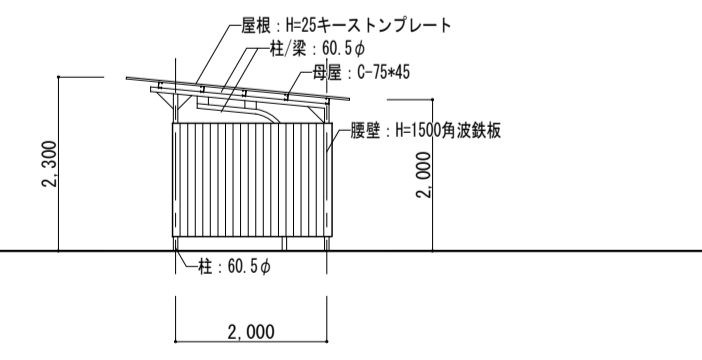
平面図



平面図

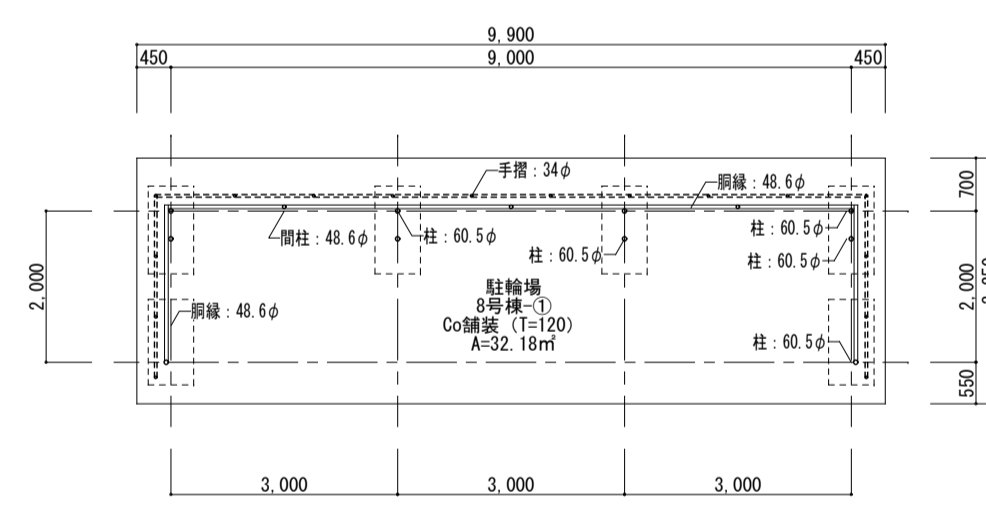


正面図

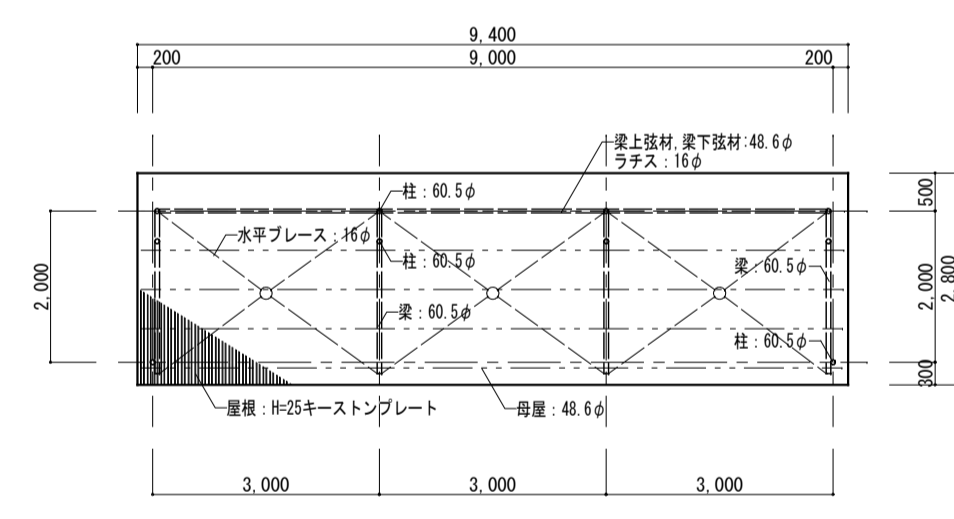


側面図

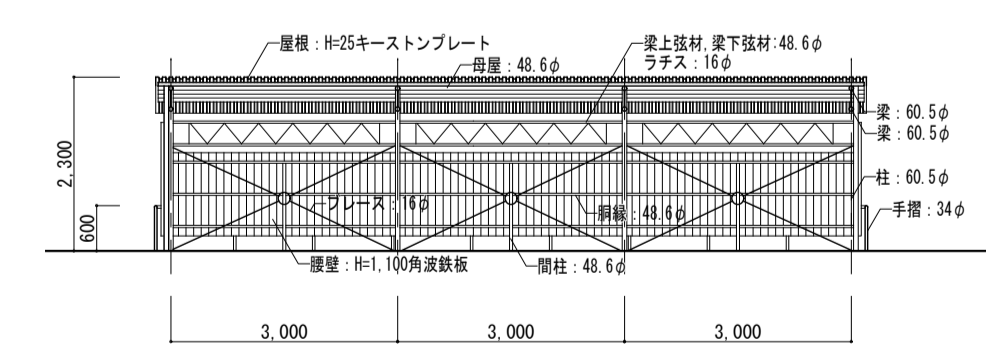
自転車置き場 6 撤去図 S=1:100



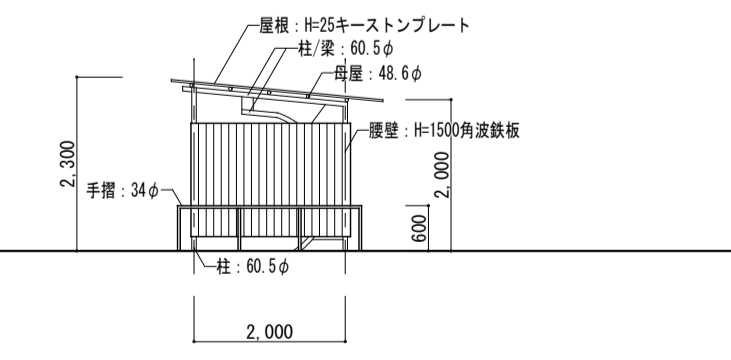
平面図



平面図



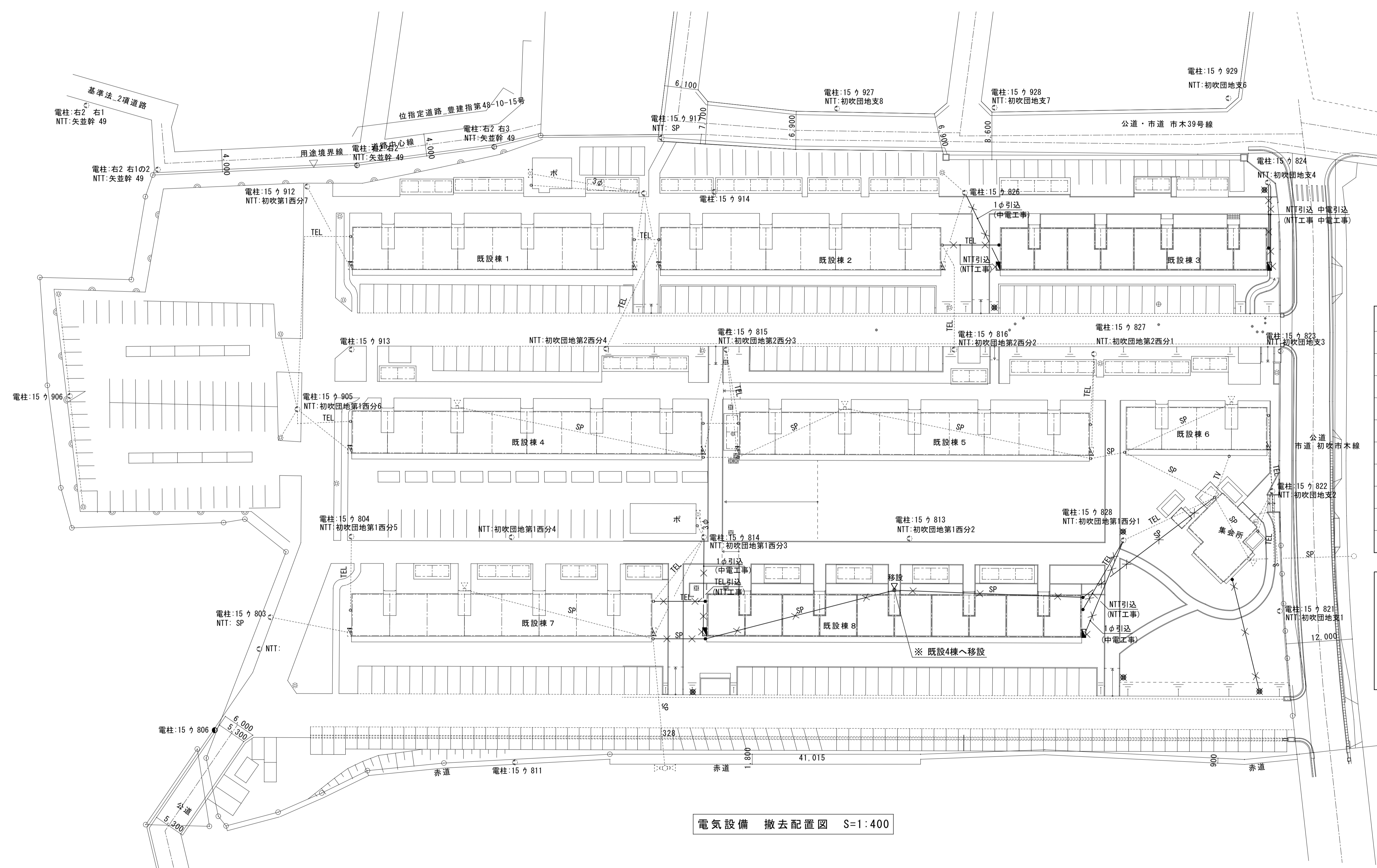
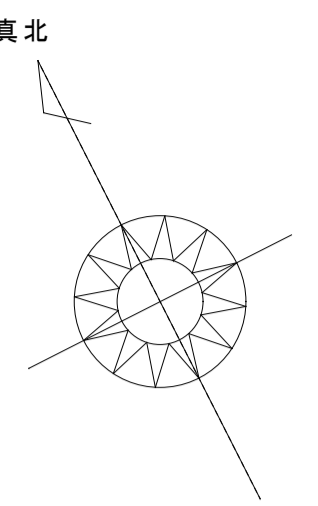
正面図



側面図

自転車置き場 7 撤去図 S=1:100

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		撤去建物図 (8号棟自転車置き場)	縮尺 S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	NO. 17
検 印	製 印	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



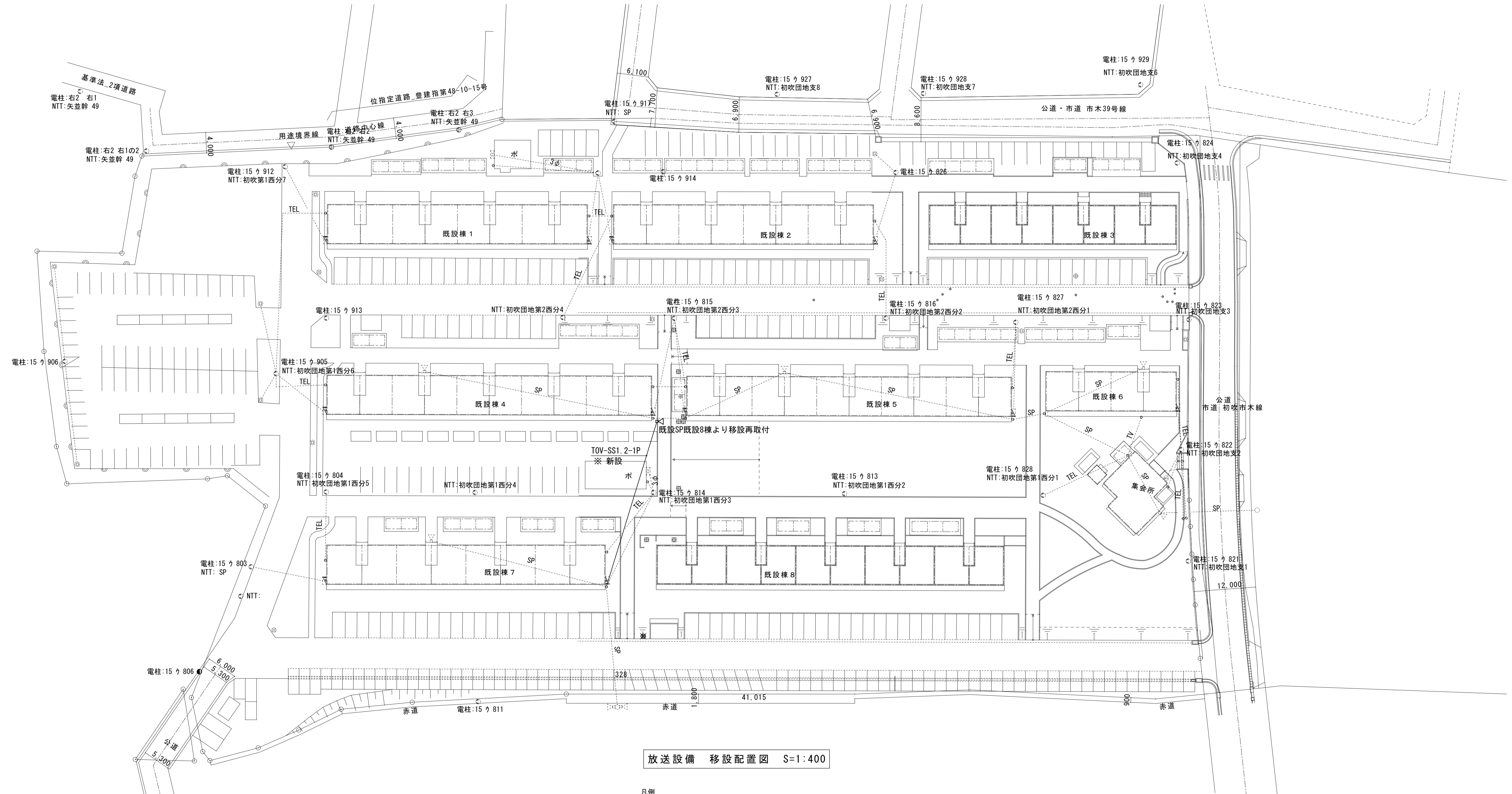
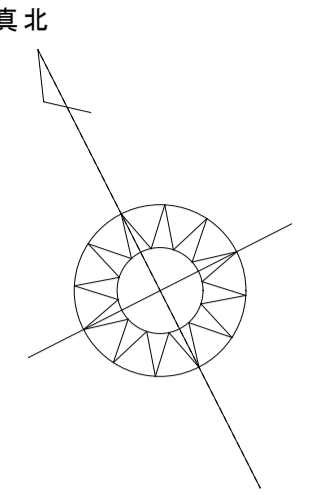
凡例

	単相引込線
	三相引込線
	電話引込線
	放送ケーブル
	TVケーブル
	引込盤(1φ)
	引込盤(3φ)
	外灯
	スピーカー
	撤去を示す
	現況のままを示す

- 撤去概要 (3.8棟)
- 各棟への電力引込線(1φ)は全て撤去とする(中電工事)
電力会社への廃止申請は本工事にて行う
 - 各棟への電話引込線は全て撤去とする(NTT工事)
NTTへの廃止申請は本工事にて行う
 - 工区内の中電電柱及び架線移設申請は本工事にて行う
(監督員と協議のうえ位置、時期など決定する)
 - 8棟へのスピーカー配線を撤去する
 - 工区内にて不要となる電気配線・配管及び地中埋設物は全て撤去する

電気設備 撤去配置図 S=1:400

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		電気設備 撤去配置図	縮尺 S=1:400 (A1) S=1:800 (A3)	NO. 18
検 図	製 図	印 製	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課
			H29年2月	

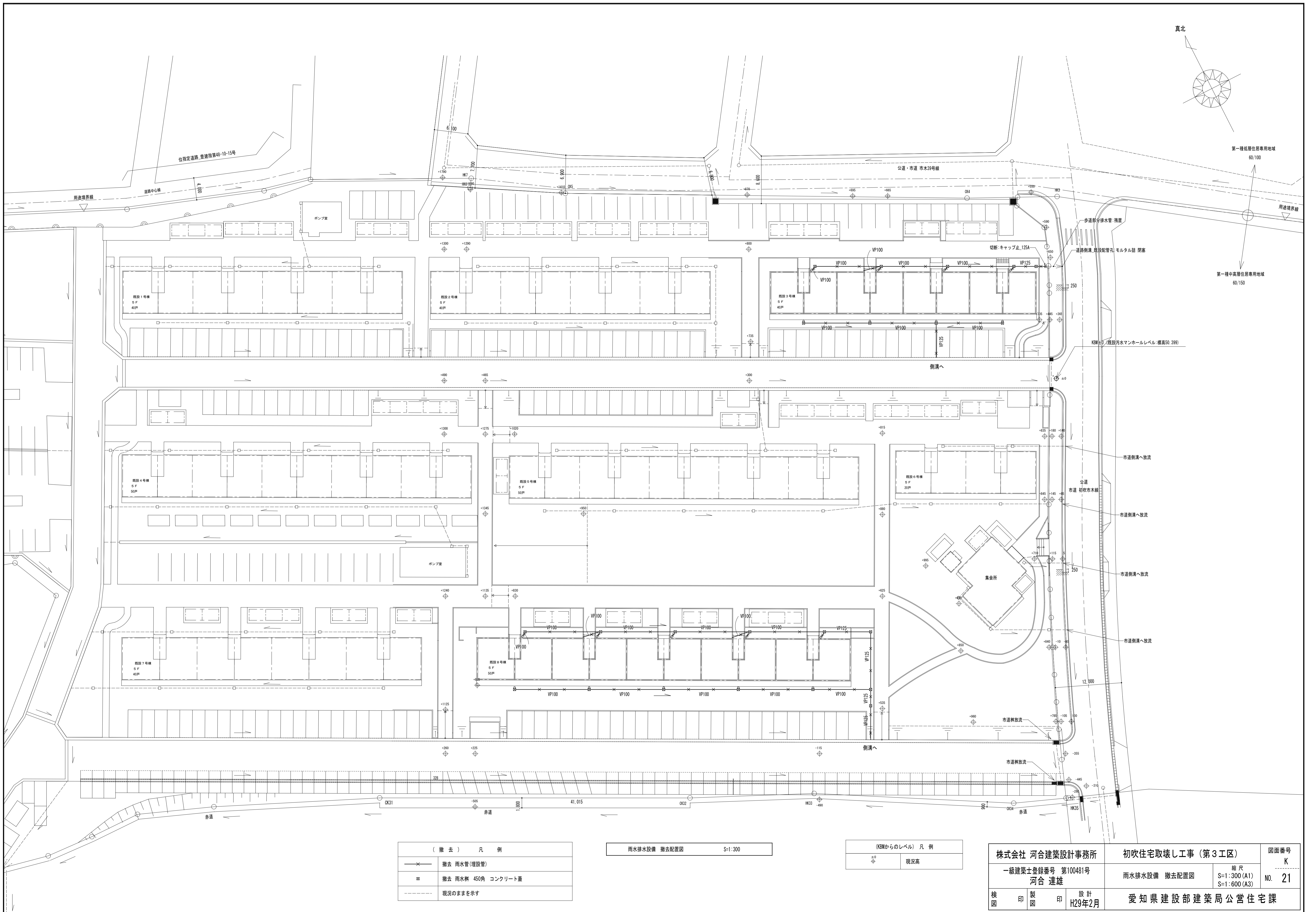


放送設備 移設配置図 S=1:400

凡例

	現況のまます
	新設を示す

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		放送設備 移設配置図	縮尺 S=1:400 (A1) S=1:800 (A3)	NO. 19
検 図	印 製	印 製	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



(撤去) 凡例

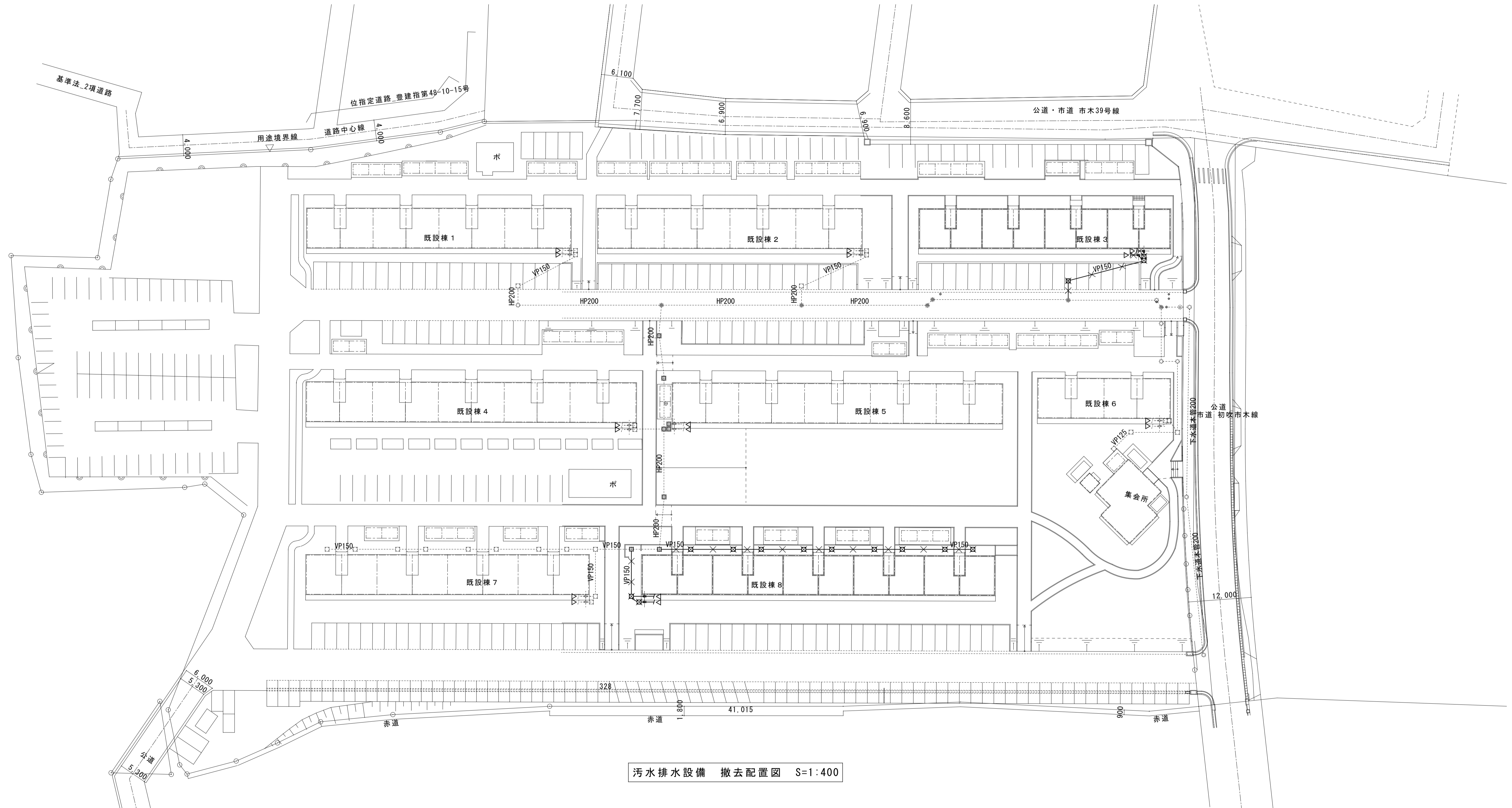
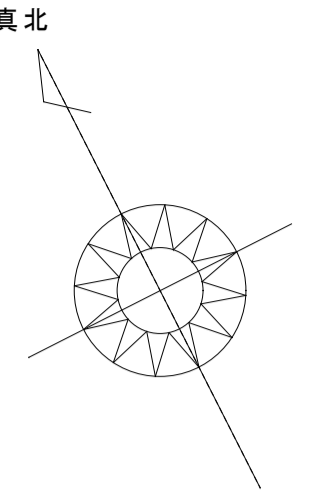
✕	撤去 雨水管(埋設管)
⊗	撤去 雨水樹 450角 コンクリート蓋
---	現況のままを示す

雨水排水設備 撤去配置図 S=1:300

(KBMからのレベル) 凡例

±0	現況高
----	-----

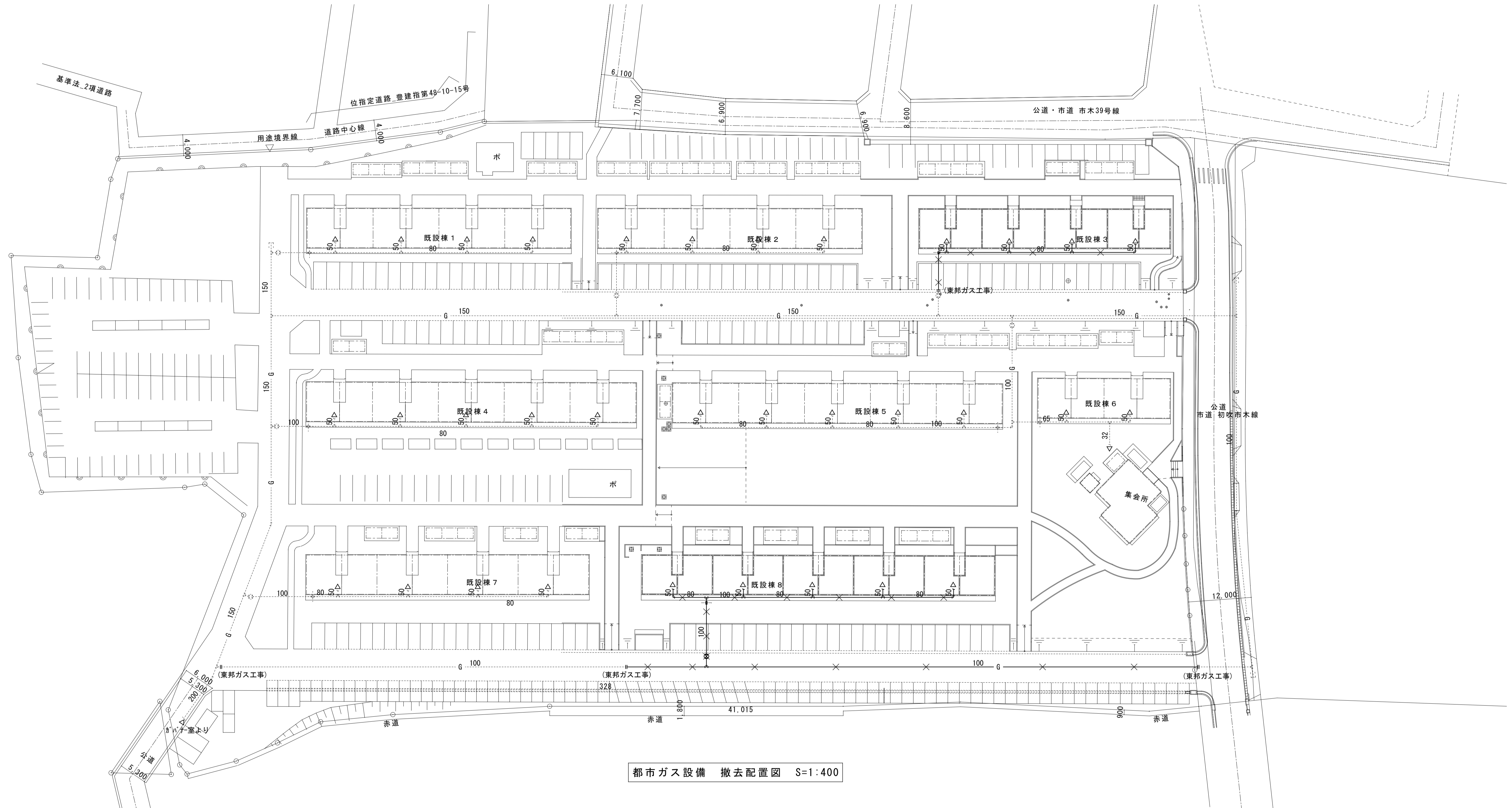
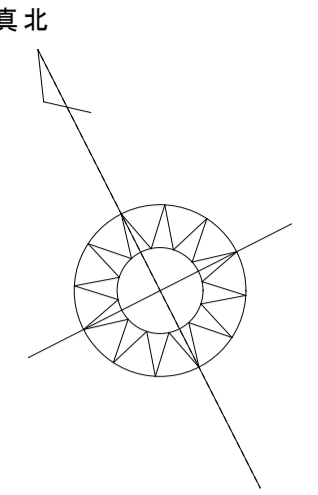
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		雨水排水設備 撤去配置図	縮尺 S=1:300 (A1) S=1:600 (A3)	NO. 21
検 図	印 製	印 製	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



汚水排水設備 撤去配置図 S=1:400

凡例		撤去概要 (3.8棟)	
	排水管(埋設)撤去を示す	1. 排水設備	撤去概要 (3.8棟) 1. 排水設備 屋外埋設管の撤去を行う 汚水樹及び雑排水樹の撤去を行う 2. 工区内にて不要となる排水管及び樹は全て撤去とする
	汚水樹 コンクリート製	2. 工区内にて不要となる排水管及び樹は全て撤去とする	
	小口径樹 埴び製		
	現況のままを示す		

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事 (第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		汚水排水設備 撤去配置図	縮尺 S=1:400 (A1) S=1:800 (A3)	NO. 22
検 図	印 製	印 製	計 画 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



都市ガス設備 撤去配置図 S=1:400

凡例	
	ガス管(埋設)撤去を示す
	既設管切断を示す(東邦ガス工事)
	現状のままを示す

撤去概要(3.8棟)	
1. ガス設備	屋外埋設管の撤去を行う
	①ガス管切断、閉塞(東邦ガス工事)
	②閉塞ヶ所より解体住棟までの配管撤去(本工程)
2. 工区内にて不要となるガス管は全て撤去とする	

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅取壊し工事(第3工区)		図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号 河合 達雄		都市ガス設備 撤去配置図	縮尺 S=1:400(A1) S=1:800(A3)	NO. 23
検 図	製 図	印 	計 画	設 計
			H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課